



北海道議會時報

第一卷第五號

昭和二十四年九月

目次

◎第三回定例道議會.....	二
△提出案件.....	
△議事の経過.....	
△建議案.....	
△各派交渉會.....	
△昭和二十四年度道費追加更生豫算に對する知事説明要旨.....	
△詩顯.....	
◎特別委員會.....	三
△豫算審査特別委員會.....	
△外地同胞引揚對策特別委員會.....	
△さげます、處分に關する調査特別委員會.....	
△行政機構調査特別委員會.....	
◎常任委員會.....	三
△總務、經濟、商工、水産、土木、林務、衛生、民生、勞働及建築、開拓及農地.....	
◎各種會合.....	四
△北海道綜合開發審議會々長と議員との協議會.....	
△一道東北七縣議會事務局局長會議.....	
◎雜錄.....	四
△北海道における失業對策の概要.....	
△議員の動靜.....	
△來往.....	
◎資料.....	五
△運輸通産省出先機關の地方委讓に關する政府聲明.....	
△地方災害復舊基金設立案について.....	
△昭和二十四年度豫算現計調(八月末現在).....	



第三回定例道議會

第三回定例道議會は、八月一日開會せられた。今回は地方税法を始め地方財政に關する制度の改正に伴い、これらに對應して措置を必要とする追加更正豫算その他の提案があつたのであるが、本議會においては特に教職員の定員定額制、失業對策、行政整理、道職員の数及び道營競輪場の位置の選定等の諸問題が大きくとりあげられて活潑な論議が交われ、八月二十六日午後五時五十分閉會を宣するに至る迄、二十六日間を要したのであるが提案せられた、案件並にその経過はつぎの通りである。

▲知事から提出された議案

議案第一號	昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加更正豫算	八、二五修正可決
第二號	同 北海道農産物検査費歳入歳出追加更正豫算	原案可決
第三號	同 北海道水産物検査費歳入歳出追加更正豫算	原案可決
第四號	同 北海道林産物検査費歳入歳出追加更正豫算	原案可決
第五號	同 北海道酪農検査費歳入歳出追加更正豫算	原案可決
第六號	同 北海道模範林費歳入歳出追加更正豫算	原案可決
第七號	同 北海道公有林費歳入歳出追加更正豫算	原案可決
第八號	同 北海道女子醫學専門學校費歳入歳出追加更正豫算	原案可決
第九號	同 北海道地方競馬費歳出更正豫算	原案可決
第一〇號	北海道起債に關する議決取消の件	原案可決
第一一號	北海道起債議決變更の件	原案可決
第一二號	北海道起債議決變更の件	原案可決
第一三號	北海道起債議決變更の件	原案可決

議案第一四號	第二八四回北海道起債に關する件	八、二五原案可決
第一五號	第二九一回北海道起債に關する件	原案可決
第一六號	第二九二回北海道起債に關する件	原案可決
第一七號	第二九三回北海道起債に關する件	原案可決
第一八號	第三〇一回北海道起債に關する件	原案可決
第一九號	第三〇二回北海道起債に關する件	原案可決
第二〇號	第三〇三回北海道起債に關する件	原案可決
第二一號	第三〇四回北海道起債に關する件	原案可決
第二二號	第三〇五回北海道起債に關する件	原案可決
第二三號	第三〇六回北海道起債に關する件	原案可決
第二四號	第三〇七回北海道起債に關する件	原案可決
第二五號	第三〇八回北海道起債に關する件	原案可決
第二六號	第三〇九回北海道起債に關する件	原案可決
第二七號	第三一〇回北海道起債に關する件	原案可決
第二八號	北海道税條例の一部を改正する條例設定の件	原案可決
第二九號	北海道營自轉車競技條例設定の件	原案可決
第三〇號	北海道營自轉車競技特別會計設定の件	原案可決
第三一號	昭和二十四年度北海道營自轉車競技費歳入歳出豫算	原案可決
第三二號	工事請負契約の締結について議決を得るの件	原案可決
第三三號	一時借入金金の件	原案可決
第三四號	資金前渡に關する件	原案可決
第三五號	財産の取得に關する件	原案可決
第三六號	契約締結について同意を得るの件	原案可決
第三七號	財産處分に關する件	原案可決
第三八號	北海道知事副知事、出納長及び副出納長の給料額及び旅費額並びにその支給條例の一部を改正する條例設定の件	原案可決
第三九號	北海道教育委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例設定の件	原案可決
第四〇號	北海道社會教育委員定數及び任期に關する條例設定の件	原案可決
第四一號	北海道社會教育委員費用弁償條例設定の件	原案可決
第四二號	北海道社會教育委員費用弁償條例設定の件	原案可決

議案第四三號	北海
〃 第四四號	北海
〃 第四五號	北海
〃 第四六號	北海
〃 第四七號	北海
〃 第四八號	北海
〃 第四九號	北海
〃 第五〇號	北海
〃 第五一號	北海
〃 第五二號	北海
〃 第五三號	北海
〃 第五四號	北海
〃 第五五號	北海
〃 第五六號	北海
〃 第五七號	北海
〃 第五八號	北海
〃 第五九號	北海
〃 第六〇號	北海
〃 第六一號	北海
〃 第六二號	北海
〃 第六三號	北海
〃 第六四號	北海
〃 第六五號	北海
〃 第六六號	北海
〃 第六七號	北海

諮開第二號 北海道準地方費道路線認定變更の件 八、一七承認可決
 第三號 北海道地方費道路線認定變更の件 〃 〃 〃
 第四號 北海道準地方費道路線廢止の件 〃 〃 〃

▲議員から提出された議案及び建議案

議案第七九號 北海道議會の議決事件に關する條例設定の件 八、二五原案可決
 第八〇號 北海道議會職員定數條例設定の件 〃 〃 〃
 第九四號 北海道議會會期に關する特例規則設定の件 八、二二〃
 第九六號 北海道議會會期に關する特例規則の一部改正の件 八、二五〃
 建議案第一號 遺族の援護に關する件 八、二〇原案可決
 第二號 北海道氣象官署整備に關する件 〃 〃 〃
 第三號 北海道酪農振興に關する件 八、二六〃
 第四號 北海道甜菜糖業の振興促進に關する件 〃 〃 〃
 第五號 地方財政窮乏に基づく應急対策樹立の件 〃 〃 〃
 第六號 電力の増強に關する件 〃 〃 〃
 第七號 電氣事業北海道分斷反對の件 〃 〃 〃
 第八號 中小炭礦救済の件 〃 〃 〃

▲議事の經過

○八月一日午前十一時三十五分開議補欠選舉において當選した留萌支廳管内選出の石田議員の紹介があつて、去る七月一日木古内町及び南尻別村の火災に際し見舞電報を發したる旨を報告、會議録署名議員の選定諸般の報告をなしたるのち、知事代理福田副知事より提出議案について説明があり五月三十日の夕張市火災に際し天皇、皇后兩陛下より救済並に復興資金として御下賜金があつたので、これに對する御禮言上の決議文を決定、時間を延長し、一旦休憩午後四時二十分再開、調査繼續中の外地同胞引揚對策特別委員會及び行政機構調査特別委員會を本會期においても存置することを決議し、議案第三十一號及び第三十二號第八十一號及び第八十二號を一括議題に供し、何れも委員會の審査を省略して原案を可決し、八月四日ま

で三日間議案調査のため休會することを決定して午後四時三十五分開會。
 ○八月五日午前十一時五十分開議諸般の報告のち、横山行政機構調査特別委員長より委員會における調査の經過につき中間報告があつて休憩、午後二時十分再開、議案第一號乃至第二十九號第三十三號乃至第八十號を一括議題に供し、時間を延長して質疑に入り、宮北議員より混冷床加工紙、旱害對策、土地改良、畜産、林政、開拓、綜合開發計畫、教員の定員定額制、行政整理及び失業對策等の諸問題について、西村議員より綜合開發、失業對策、貯炭、教員の定員定額制、社會不安に對する應急措置、引揚者に對する私鐵及びバスの乗車措置及び豊羽鑛山の再開に對する道費出資等の諸問題について、夫々質疑あつて午後五時十分散會。

○八月六日午前十一時二十五分開議、諸般の報告のち、今會期は提出議案の關係より所定會期を以つてしては審議を終了し得ないので、八月十七日まで十日間延長することを決定して、前日に引續き質疑に入り、糸川議員より罹災者救済對策、遺職員に對する信賞必罰、馬鈴薯、金融、罹災地における課税、教員の定員定額及び副知事問題等の諸問題について質疑あつて休憩、午後一時五十六分再開、諸般の報告のち、佐々木(利)議員から追加提出豫算と當初豫算の關連、稅收入と滞納の關連、手數料條例、道立高等學校の改築、教員の定員定額制、電力、行政整理、失業對策、燃料及び授産所問題等について、田中(巖)議員より行政整理、失業對策、造林及び衣料登錄に關する放送等の諸問題について質疑あつて時間を延長し、福島議員より道營競輪場の位置に對する緊急質問があり、午後三時四十五分散會。

○八月八日午前十一時三十五分開議、諸般の報告のち、井川外地同胞引揚對策特別委員長から委員會における調査の經過について中間報告があり、後藤議員より衣料登錄問題について緊急質問があつて休憩、午後二時三十分再開時間を延長して前日に引續き一般質疑に入り、高橋(雄)議員より農地委員、自作農の離農、電力、酪農協同株式會社の諸問題について、

森川議員より水産孵化事業、電力、新制大學の助成、教員の定員定額及び自家菜園等の諸問題について、西田議員より行政整理問題について、山内議員より道費の負擔失業對策、教員の定員定額、教育長と教育委員會委員長との責任、廣告物取締及び吏員の信實必需等の諸問題について夫々質疑あつて休憩、午後六時十五分再開したが議事日程の都合上同六時十七分散會。

○八月九日午後二時五分開議、諸般の報告あつてのち、時間を延長し、時日議員から、議案第一號乃至第二十九號第三十三號乃至第八十號に對する大體質疑打ちの動議を提出、直ちに議題に供してこれを決定、武田議員から議案第一號乃至第二十八號についてはなお慎重審議を要するので、豫算特別委員會を設置せられたいとの動議提出あり、議題に供しこれを決定、議長より豫算特別委員二十七名を指名選任して關係議案を付託、宮津議員から議案第七十七號、第七十九號及び第八十號は慎重審議を要するので、行政機構調査特別委員會に併託、審議すること及び委員十一名を更に五名を増加し十六名とすることに對しての動議を提出、直ちに議題に供してそのことに決し、議長は増加になつた五名の委員を指名選任して關係議案を付託、議案第三十六號及び第三十七號第五十三號及び第五十四號は急施を要するので委員會の審査を省略して何れも原案の通り可決し、尙各常任委員會に關係議案を付託、土木委員長から審査報告のあつた請願を議題に供し委員會決定の通り可決、日程に議案第八十三號乃至第八十九號を追加上程、知事より追加提出議案につき説明あつて休憩、午後七時十分再開、本回(與)議員から競輪場の設置問題について質疑あり、議長より各常任及び特別委員會に對し去々追加提出議案を付託し、これが議案審査のため八月十六日まで七日間休會することを決定して午後七時四十分散會。

なお當日委員會に付託した案件はつぎの通りである。

議案第一號乃至第二十八號、第八十三號、第八十九號、豫算特別委員會付託
議案第七十七號、第七十九號及び第八十號、行政機構調査特別委員會付託
議案第二十九號、第三十三號乃至第三十五號、第七十三號、第八十八號、商工委員會付託

議案第三十八號乃至第四十四號、第五十號、第六十號、第七十六號、第八十四號乃至第八十七號、報告第一號
議案第六十七號、總務委員會付託
議案第四十五號、第四十七號乃至第四十九號、第五十二號、第五十七號、第五十九號、第六十九號乃至第七十一號、衛生委員會付託
議案第四十六號、第五十一號、第六十一號、第七十二號、經濟委員會付託
議案第五十五號及び第五十六號、第七十八號、諸團第一號乃至第四號、土木委員會付託
議案第五十八號、第六十八號、民生委員會付託
議案第六十三號及び第六十四號、第七十四號及び第七十五號、林務委員會付託
議案第六十五號及び第六十六號、水産委員會付託
議案第六十二號、開拓及び農地委員會付託

○八月十七日午後二時五分開議、諸般の報告のち總務、民生、衛生、經濟、水産、林務、開拓及び農地、土木、勞働及び建築の各委員會から審査報告のあつた各議案を一括議題に供し、各委員長の審査の經過報告を省略し何れも委員會決定の通り可決、時間を延長して休憩、午後四時二十五分再開、諸般の報告のち日程に議案第九十號乃至第九十三號を追加、一括議題に供し、追加提出議案について知事の説明あつて、議案第九十號は委員會の審査を省略し原案の通り可決、第九十一號乃至第九十三號は何れも豫算特別委員會に(併託)議案審査の状況を勘案し會期を八月二十二日まで延長し、十八、十九日の二日間を休會することに決定して午後四時四十五分散會。

○八月二十日午後二時五十分開議諸般の報告のち時間を延長し、日程の順序を變更して總務、民生、衛生、經濟、勞働及び建築、商工、土木の各委員長から報告のあつた請願を一括議題に供し、委員會決定の通り可決、日程に建議案第一號及び第二號を追加し、提案者の趣旨説明あつて何れも原案の通り可決して休憩、午後六時二十五分再開、諸般の報告のち商工委員長から議案第二十九號、第三十三乃至第三十五號、第七十三號、第八十八號審査の經過及び結果について報告あり、議案第八十八號を除く各案件を議題に供し何れも委員會の決定の通り可決し、次いで議案第八十八號

を議題に供し本案に對しては討論の通告があるのでこれを許し福島、佐々木(利)、吉田(豊)の各議員より原案賛成について本間(與)議員より委員會修正案賛成について夫々討論ありたるのち、本案を無記名投票によつて採決し、開票の結果原案賛成二十票、委員會修正案賛成四十九票で委員會修正の通り可決、午後七時四十五分散會。

○八月二十二日午後二時四十五分開議、諸般の報告のち時間を延長し吉田(豊)議員より競輪場設置問題についての緊急質問があり、宮坂議員から道水産孵化場における荷受機關に入札賣拂した鹽藏鯉鮭の内北水商事に關する賣拂代金未收の實情調査のため、さけ、ます處分に關する調査特別委員會を設置せられたいとの動議あり、直ちに議題に供し、そのことに決し、なお本委員會の委員定数は十名とし、議長より夫々委員を指名選任をなし、議案第九十四號を議題に供して原案の通り即決、議案審議の狀況により二十五日まで三日間更に會期を延長することを決定して午後三時七分散會。

○八月二十三日午後二時五十二分開議、時間延長して日程に常任委員補充選任の件を追加し衛生、勞働及び建築委員に石田議員を補充選任した後、勞働及び建築委員長から審査報告のあつた請願を更に日程に追加議題に供し報告の通りこれを決定して休憩、午後七時二分再開したが各特別委員會においては未だ内容審議繼續中にして結論を得ざるため午後七時三分散會。

○八月二十四日午後二時二分開議、諸般の報告のち知事から廳舎の一部から火災發生したることについて陳謝の意を表し、各特別委員會はなお審議繼續中につき本日の議事はこの程度に止め午後三時五分散會。

○八月二十五日午後零時四十七分開議、諸般の報告のち横山行政機構調査特別委員長より議案第七十七號、第七十九號及び第八十號審査の經過及び結果につき報告あり、山内議員より委員長の報告について緊急質問の許可を求めたが賛否兩論があつて休憩、午後一時二十分再開山内議員の緊急質問に對し委員長の答辯あり休憩午後二時四十五分再開横山委員長はさきの山内議員に對する答辯には私見が入つていたのでこれを取消す旨を述べた。山内議員より委員長報告に基く職員定数の決定は事實上出血がある見

込なりや否やについて福島議員から知事の出血に對する措置の方法についてそれ／＼質疑あつて時間を延長し、議案第七十七號につき討論に入り四十榮、本間(武)山内の各議員から原案賛成について中牧、田中(三)武田の各議員より委員會修正案賛成についてそれ／＼討論があり、委員會修正案につき直ちに起立の方法により採決の結果修正案賛成者起立多数を以つて委員長報告の通り可決して休憩、午後十時三十三分再開、諸般の報告のち西田豫算審査特別委員長より議案第一號乃至第二十八號第八十三號第八十九號、第九十一號乃至第九十三號審査の經過及び結果につき報告あつて議案第一號につき討論を許し、齋藤(藤)議員から定數條例修正に基づく豫算措置を同時に行うべき旨の反對討論があり直ちに起立により採決をなしたところ委員會修正案賛成者起立多数を以つて、本委員會付託議案は何れも委員長報告の通り可決、次いで立原議員からさきの四十榮議員の討論中重大なる失言があるのでこれを取消されたいとの緊急動議を提出したるところ四十榮議員は感愾の相違にして失言ならざる旨を辯明、立原、岩田の兩議員は重ねて四十榮議員の辯明は不誠意であり、しかも反省の意志を認めがたいので懲罰委員會に付されたいとの動議を提出、議場騒然となつて休憩午後十一時五十七分再開、議案第九十六號を議題に供し直に原案の通り即決、議案審議の狀況より見て、更に八月二十六日まで一日間會期を延長することを決定して午後十二時散會。

○八月二十六日午後二時二分開議、諸般の報告のち四十榮議員から八月二十五日の本會議における討論中誤解を招いた點を取消し、次いで調査繼續中の外地同胞引揚對策特別委員會及びさけ、ます處分に關する調査特別委員會は開會中も繼續調査し得ることを決定、更に建議案第三號及び第八號を一括議題に供し、各案に對する趣旨辯明を省略し何れも原案の通り可決し、時間を延長して休憩、午後五時五十分再開、議案第九十五號を議題に供し、提案理由につき知事の説明あつて原案の通り可決した。以上により提出された議案の全部を議了したので午後五時五十八分閉會した。

▲建議案

建議案第一號

民生委員長 武田治 作君提出

遺族の援護に関する件
一 今次戦争のため一家の中心を失つた戦死者遺族の生活實態は極めて深刻であつて誠に憂慮に堪えないものがあるが、生活保護法によるの外何等救済の途がないので援護の萬全を期するため左の措置を講じ、遺族援護の適正を期せられたい。

記

- 一 遺族殊に未亡人に適する職場を興える様組織的斡旋、幼兒を擁するものには特に家内職業の斡旋をなすこと。
- 二 授産所、職業指導所、托兒所、母子寮等の増設をすること。
- 三 生業資金、生業扶助、子女の育英に關し其制度の運用上遺族殊に未亡人の立場を充分に考慮し、特に末端迄其の趣旨を徹底せしめる様措置を講ずること。
- 四 窮乏する遺族に對しては引揚者同様衣料、其の他の配給を考慮すること。
- 五 遺族援護に従事する諸機關團體を強力に支援すること。

(理由)

戦争に出たのは多く國家の強制による公務であつて戦死者の多くは公務による死亡者であることは言を俟たぬところである。而して今次戦争のため、一家の中心を失つた戦死者の遺族は戦争最大の犠牲者と云うべきであつて、終戦後すでに四年、その遺族は戦争を憎悪し、平和を希求し國家の平和の再建を念願している。

然るにこれら遺族に對する國家處遇は他の戦争犠牲者に對する援護に比して必ずしも充分と云い難く、殊に遺族の多くは老人や婦女子であつて、生活能力に欠けているものが大部分である實情から精神的に、物質的に窮境のどん底に陥っており積極的に福祉援護の途を講じなければ憂慮すべき事態を惹起する慮がある。遺族は遺族たるの故をもつて他の犠牲者より以上の援護を要求するものでなく、少くとも他の犠牲者と同等にして差別なき援護を要求しているのであつて、この實態に鑑み實情に即應せる強力なる遺族援護の方策を樹立し、物心兩面に亘る救済の方途を速かに實施せられたいのである。

建議案第二號

經濟委員長 蒔田余 吉君提出

北海道氣象官署整備に関する件

一 氣象官署が行政整理により廢止又は縮小を見るは北海道産業の特殊性に鑑み經濟上に及ぼす影響極めて重大であるから、定員の縮減を最少限度に止め廢止に決定した岩見澤、美瑛、佐幌岳、弟子屈の氣象官署を繼續存置せられたい。

(理由)

氣象の觀測は諸産業に重大なる關係を有するものであつて、特に北海道の如き寒冷地帯における農家にとつてこれが豫報は冷害害害を軽減し、又漁業家にとつては海洋の調査漁期の感知に重大なる關連を有する外、防雪林、防霧林の施設計畫に或は治水土木における水防組織、山林保護等の風力豫報等、開墾の途上にある道産業と氣象との關係は府縣に比し特段の重要性があるから、この點を勘案し氣象官署の整備、充實を圖ると共に廢止を決定せられた岩見澤、美瑛、佐幌岳及び弟子屈の觀測所も夫々の使命を有するものであるから、これを繼續存置を必要とする次第である。

建議案第三號

經濟委員長 蒔田余 吉君提出

北海道酪農振興に関する件

一 北海道酪農の振興發展を期するため製乳事業は酪農協同組合による組織によつて經營せしめられんことを望む

(理由)

本道の製乳事業は過去の經濟恐慌時代に酪農民が零細な資金を以つて酪農經營の一環として、自主的に組織した製酪販賣連合會に始まり、戦時中に協同組織に依る會社連營に變り更に北海道酪農協同株式會社が設立せられ、これによつて經營せられてきたのであるが、昨年三月二十一日集中排除法に依る會社に指定せられ、更に本年六月二十七日持株整理委員會に依り分割に依る再編成計畫に關する指令を受けたのである。しかしながら本道における寒地農業としての立地條件は酪農を最良とするのであつてもしも斯る分割が實現された場合は本道の大半を占める後進地酪農民は必然的に衰退することが明らかである。

依つて本道の酪農振興を圖る根本的施策として北海道農業協同組合法による組織にこれを經營せしめられんことを要望するものである。

建議案第四號

經濟委員長 蒔田余 吉君提出

北海道甜菜糖業の振興促進に関する件

本邦唯一の砂糖精源として一層増産を要請せられて居る本道甜菜の作耕は幾多累積せる生産条件の悪化及地力の減耗等によつて今やその生産は衰微の一途を辿り此儘放置することを許さざる實情にあるので、これが振興對策として速かに助成その他各種の施策を講ぜられたい。

(理 由)

本道甜菜農業の形態は輪作形式によつて累年維持改善せられ本道農業に異色ある位置を占め、其の重要性が認めらるるに至つたのであるが、戦時戦後を通じて供出制度の強化、價格の低廉肥料資材の不足等は農民をして經濟的自主性を失わしめ、地力の減耗と相俟つて甜菜耕作を忌避せしむることとなり、その生産は衰微の一途を辿り、此儘放置するときは甜菜糖業は崩壊の危機に直面するに至ることとなるのでこれが對策として買入價格の引上、肥料の増配優良品種の育成促進助成金の交付等の措置を急速に實施せられんことを要するものである。

建議案第五號

議長 坂 東 秀太郎君外全員提出

地方財政窮乏に基づく應急對策樹立に關する件

我が國經濟の狀態は國際並に國內を通じ、各種條件の悪化と共に地方財政の急迫と社會不安を著しく増大し、特に本道に於ては冬季間に於ける一般事業の停滯等に基く各種の障礙が豫想せられ誠に憂慮に堪へないものがあるから速かに地方配付税及び各種補助金の増額、失業對策等の施策を講ぜられたい。

(理 由)

本道は地域極めて廣汎にして、人口稀薄なるに加え、未だ開發途上にあり産業、その他各般の施策は今後に俟つべきものが極めて多く、特に半歳に亘る多期間には生産及び消費、その他生活實態に及ぼす影響が極めて大なるものがあり、財政の窮迫は他府縣に比し一層深刻なものがあるので左記各項の措置を急速に實施せられんことを要するものである。

記

一 地方配付税の増額に關する件

地方財政の窮迫せる實態に鑑み、從來の法律に定められたる地方配付税率に依る額を配付せられたい。

二 六・三制實施に對する措置に關する件

本年より九年制實施の段階にあるが、之が財政措置は、國の施策に依るの外なき狀態に鑑みこれが解決の措置を速かに執られたい。

三 土地改良費増額に關する件

本道開發の基本要件たる土地改良費は二十三年度に比し、半減の狀態に於かれて居る事は本道入殖の實態に副はざるものと考えられるので速かに増額の措置を執られたい。

四 失業對策即時確立の件

本道に於ける失業情勢は、企業整備、行政整理等による失業者の發生に加え、新規學校卒業者の未就職者季節的労働者の集團的失業、無縁故引揚者の受入、本州失業者の流入等によつて益々増加の傾向にあり住宅不足或は労働市場地域の廣大等の關係から之が圓兩なる配置轉換による吸収に相當困難を豫想される現況に鑑み、これが措置等について適確なる對策を誤らんか、直ちに社會不安を醸成する危険もあるので、左の事項を急速具現されたい。

- 1 中、小企業に對する政府總資の方途を講じ中、小企業の崩壊を未然に防ぐと共に雇傭量の増大策を執られたい。
- 2 緊急失業對策事業の擴大する策を樹立されたい。
- 3 緊急失業對策補助額(補助率、補助單價共)を増額されたい。

建議案第六號

商工委員長 齋 藤 吉君提出

電力の増強に關する件

一 本道現下の窮迫せる電力事情に鑑み、當面する危機突破のため政府の責任に於て日機所有火力發電及自家用火力發電を整備活用せしめ、現在實施されている三段制限を急速に解かるよう措置されたい。

(理 由)

本道における豊富なる資源を開發し、我が國の經濟の復興に大なる役割を果たすべく道民は日夜産業振興に努力を傾注しているのであるが、産業の基礎とも稱すべき電力は甚しく不足を告げ殊に本年六、七、八月における雨量皆無に等しい渇水事情から現在三段制限を行ひ電力事情は全く危機的様相を呈するに至つて居る。

即ち點灯用、動力用共に電制限力を實施する等凡ゆる手段を講じて危機の打開に努力して居るのであるが、産業面に於ては操業休止により生産減退甚だしく中小企業者は崩壊の危機にあり、又道民一般家庭においても暗黒生活の余儀なきに至り、文化國民として熱と光の恩恵を剝奪せられその活動方に甚大なる支障を興え極度の窮迫せる事態を呈している。依てこの緊急對策として日機所有火力及び自家用火力發電を整備活用し、現在の二段制限を速かに解かれ産業振興の達成を期せられたい。

建議案第七號

商工委員長 齋藤 藤 吉君提出

電氣事業北海道分斷反對の件

一 本道に於ける電源開發の現状に鑑み今日直ちに日本發送電力分斷せられ、單位會社となすことは現在計畫實施せられつゝある、北海道電源開發五カ年計畫に支障を及ぼす慮れがあるので、本計畫を急速に完成せしめ、然る後に分斷の方法を採られたい。

(理由)

廣大なる面積と豊富なる天然資源を有する本道は日本再建の基盤であり、然して電力は石炭を始め、農林、水産等の資源開發、加工産業等あらゆる産業に絶對不可缺のものであり、本道の電力事情は開發の進展に伴い、その需要激増し、到底現状を以つては賄い切れず、多期満水期には電力制限を餘儀なくされ、殊に本年は雨量過少のため現在既に危機的様相を呈している。この際本道の電氣事業を本州から分離し、單獨の一地方會社とすることは政治的にも、經濟的にも中央と本質的繋りを持つてゐる、この必然的趨勢と現在計畫實施せられつゝある北海道電源開發五カ年計畫に支障を及ぼし生産計畫も不能となり道民の生活は困窮しひいては日本再建を阻害するのであるから、速かに電源開發計畫の完成を期せられ然る後に適當なる分斷方策を講ぜられたいのである。

建議案第八號

中、小炭礦救済に関する件 商工委員長 齋藤 藤 吉君提出

一 今回石炭統制機構の改革中配炭公園の廢止等に基き、道内中、小炭礦は資金に極度の逼迫を來し、今後の經營困難に陥る慮れあり、一面本道に於ける失業状態は日に増加の一途を辿り、社會不安を醸成するの慮れあるにより、公團廢止、其の他石炭關係統制廢止等實施に當つては之等中、小炭礦を閉鎖し、失業者を續出せしむるが如きことなき様政府に於かれては夫々救済の措置を採られ、事業の繼續をなし得る業特段の考慮をせられたい。

(理由)

終戦以來國の出炭計畫に従い、本道六十餘の中、小炭礦はそれらの立場に於て協力を續け、今日に至つたのであつて、これら中、小炭礦の内、東幌内外十礦は良質の炭を生産し、最も將來性を持つ礦區であり、若しこれらの中、小炭礦が閉鎖の止むなきに至るとすれば、これによつて生ずる失業者は

二萬人の多きに達する見込である。

中、小炭礦は復金の廢止に依り資金難に陥りつゝあつて、更に公園の廢止が實施されれば全くその心臓の活動を止められこれらの炭礦は何れも倒産廢礦の過程に追込まれることは必然である。

今や本道は新に引揚者等を迎え、失業者の數極めて多きに達し、社會不安を醸成せんしている現情下において更に二萬人の失業者を産むことは政治的にも社會的にも將又思想的に大なる影響を及ぼすこととなるは明らかであつて、依つて失業救済一環として斯る結果を招來せざる様特段の措置を講ぜられたいのである。

▲各派交渉會

第三回定例議會における交渉會が決定した。一般議案以外の事項は次の通りである。

○八月一日

- 一 夕張市の大火に對する救恤金御下賜につき御禮言上方の決議を行うこと。
- 一 外地引揚對策委員會及び行政機構調査委員會は本會期なお繼續存置すること。
- 一 四日まで三日間議案調査のため休會し、五日から大體質疑に入る。
- 一 東北七縣自治協議會と道との自治連合會の結成參加につき詰つたが各黨において研究するに決した。
- 一 議會の議決を經べき條例及び議會職員定數條例を議長提案としたことにつき諒解を求めた。
- 一 傍聴人取締規則の一部改正及び議事堂取締規程の設定につき報告諒解を求めた。
- 一 再會日において行政機構調査及び外地引揚對策特別委員會の經過につき各委員長の間報告を求めること。
- 一 議長の中央における道開發審議會經過報告は本會議においてなす全員協議會を開き知事とも報告すること。
- 一 道北部七縣議會協議會は九月十五日頃開催のこととし具體的には常任委員長會議において決定すること。

○八月五日

一 税務課長から高額料金興行特別奨励条例と徴税協力費との関係につき、説明し條例の施行についてはなお研究したいとの諒解を求めた。

一 行政機構調査委員会の調査経過につき本日委員長の間報告を求め、ことに決した。

一 機関紙記者会の議會内での取材活動を許容するか否かについて詰つたが、既に認めている道宣記者俱樂部が承認する場合は、可とするに決した。

一 事務局案たる税財政制度改革に関する決議については煙草及び酒の税込み小賣價格内とするかどうかにつき研究を要するものとし留保された。

○八月六日

一 道宣競輪場設置箇所は札幌、豊平の兩所希望があるが巖に札幌市とする決議の關係もあり、商工委員長から理事者に提案連絡のため態度決定を求めたが各派において研究のことに決した。

一 民主黨議員より佐藤副知事の留任方について發議があつたが、知事の意向に委すべきであるとの意見が多かつた。

一 本日の散會後、委員として上京の知事及び議長より道開發審議會の経過につき聴取のため全員協議會を開くこと。

一 議案審議未了のため今會期を十七日まで十日間延長するに決した。

○八月八日

一 旭川市計畫の道開發博覽會を道と共催の中入れがあつたが、商工委員會において研究のことに決定。

一 外地引揚對策委員會の調査経過について本日委員長の中間報告を求め、ことに決した。

一 大體質疑を打切りとし豫算及び職員定數條例審査のため豫算特別委員會を設け又行政機構調査特別委員會を五名増加し、定數條例を付託すること。

○八月九日

一 即決以外の案件を委員會付託とし十日より十六日まで休會十七日再會に決した。

一 連記者手不足のため速記録完成が遅延するので豫算委員速記(總豫算を除く)の翻譯は當分後廻しとし、その完成に努めること。

一 知事から六百人の結核教員の定員につき當局と折衝し、決定の場合は次の議會に提案したい。なお道職員も同様措置したい。と諒承を求めた。

○八月十七日

一 議事進行の狀況から今會期を二十二日まで延長し、十九日まで休會二十日再會することに決定。

一 議會建物の内外に事務局以外のものが貼紙することはこれを禁止すること。

一 經濟委員長から干害對策特別委員會設置につき、發議されたが現段階では經濟委員會においてなすこととし、暫くこれを留保するに決した。

一 農地委員選舉費増配があつた場合の専決處分につき、總務部長から申入れがあり諒承された。

一 運管委員會の設置につき西田議員から發議があつたが、委員長、その他の面から現在の交渉會を以てすること、但し議事促進の方法についてはなお研究のことに決した。

一 北海道機關紙記者會の議會における取材活動の許否につき再度詰つたが各黨一致を見ず又同會の本件に關する公開發言書に對しては答辨しないことに決した。

○八月二十日

一 北海道綜合開發博覽會を二十五年に於いて道と旭川市との共催とすることにつき商工委員會から通知があつた旨を議長から報告した。

一 議事堂建築につき各黨諒解したので大體四、五千萬圓程度にて今明年度の繼續事業とし、勞働及び建築常任委員長において研究を請うことに決した。

一 外地引揚者の輸送におけるトラブル發生事情の調査に關し引揚對策委員會と鐵道當局との合せがあつたが同委員會において急速調査に當ることを決定。

一 内地船の入會漁業について水産廳と打合の上さきに決議した建議案の内容に改訂を加える必要がある場合は更に審議を得たいとの水産委員會の申入を諒承した。

一 水産孵化場賣却鮮魚代金の九割に及ぶ未納事情を調査究明のため特別委員會を設けること。

○八月二十一日

一 議事進行の關係から今會期を更に八月二十五日まで三日間延長すること。

一 道開發問題につき二十三日議場において全員協議會を開會。板谷中央審議會長から開發委員會法の案を聴取すること。

○八月二十三日

一 相内議員死去により欠員となつた衛生委員及び勞働及び建築委員の補欠選任を

なすこと。

○八月二十五日

一 融雪災害及びその他の土木並に教員定員關係、入會漁業關係、失業對策關係につき折衝のため各五名宛議員上京に決定。

一 知事の議會招集回数を二回以上に改正せんとする地方自治廳案につき検討し、現行法の通り据置くと適當とするに意見一致した。

一 行政機構調査委員長の本會議における答辨中、定数條例の修正より出血の場合議會に責任ありとする點については取消をなさしめることに決した。

一 五割補助として遂に決定の、小水力發電補助は町村財政力に應じ、豫算の範圍内において適當率を勘案決定するの可否を諮つたが補助率を變えず所要額の豫算追加措置を講ぜしめることに決定。

一 行政機構調査特別委員會に對する四十榮議員の失言問題につき陳謝を要求し、應じないときは懲罰動議に對する検討をなすこと。

一 議案審議未了のため更に會期を八月二十六日まで一日間延長すること。

一 外地同胞引揚對策及び銜鯨處分に關する調査の兩特別委員會は閉會中、繼續調査のこととする。

○八月二十六日

一 議長から四十榮議員の失言は本會議において取消することとなつた旨報告これを諒解した。

一 地方財政窮乏に基づく應急對策樹立に關する建議案を全員提出すること。

▲昭和二十四年度道費追加更正豫算に對する知事説明要旨

政府は地方財政の現状に鑑み、過般地方税法を始めとし地方財政に關する制度の改正を行つたので、道においても之に對應して稅條例の改正をなすと共に、これらの制度改正に伴う豫算措置を講じ、これに併せて從來補助金により設置せられていた職員の中で「國庫負擔地方職員に關する政令」により國庫負擔職員としてその負擔割合が明確化せられたものにつき措置を講じ、又國の行政整理に伴い地方公共團體もこれに準じて行政整理を行わねばならないことになつたので、本道の特殊事情を勘案し、中央とも折衝を重ねて職員定数の改訂をなし、なお小、中學校職員の定員定額制に伴う

措置を講ずると共に公共事業量補助事業並の決定及び鐵道運賃通信料金の引上げ、生活保護費に對する給與基準額の改訂、失業對策、土地改良、温泉苗代設置助成等、當面せる案件に施策を講じて、他面又財源の許す範圍において當初豫算編成當時よりの諸縣案事項についてもその豫算措置を講じたのでその内容はつぎの通りである。

第一 應費及び徵稅に關する經費

旅 費 二千六百九十七万円
通 信 費 一千四百四十二万円
燃 料 費 五百七 万円
本廳及び支廳々舎營繕費 一千九百四十七万円
渉外勞務費 五百六十万円
徵 稅 費 三千九百六十二万円

職員教養並びに福利厚生費 百五十五万円
道職員共済組合給與金 四百六十四万円
東京事務所費 三百三十三万円

第二 教育に關する經費
小 學 校 費 九千二百 八 万円
中 學 校 費 四千九百二十三万円
高 等 學 校 費 三千六百七十二万円
教育委員會費 二百三十九万円
定時制高等學校費 三百八十七万円
教 育 諸 費 四百三十二万円
社 會 教 育 費 百四十 万円
教員保養所費 三百五十三万円
第二教員保養所建築並びに設備費 七百四十六万円
國民體育大會派遣並びに豫選會費 四百十一 万円

第三 勞働及社會行政に關する經費
失業對策本部運営費 三百七十七万円
知識層應急事業費 一千六百四十三万円
都市失業應急事業費 一千八百二十二万円
緊急失業對策事業費 四千五百六十九万円
失業土木事業費 一千五百 万円

共同作業施設費

一千八百五十万圓

職業輔導所費

六百三十六万圓

簡易職業輔導所費

七百七十五万圓

求人消拓費、年少者失業對策費、就職者補導費及
び雇傭狀態調査費

六百二十二万圓

内職斡旋相談所費

八十万圓

失業對策諸費

一千三十三万圓

勞働者厚生施設(勞働會館)費

四百万圓

勞働委員會費

五十二万圓

啓蒙宣傳、その他需用費

七十万圓

庶民住宅建設費補助

八千二百十三万圓

厚生資金貸付金

三百二十一万圓

引揚者愛の運動費及び引揚者相談所費

三十二万圓

國保直營診療所設置費補助

七百六十八万圓

組合事務職員費補助

三百八十六万圓

再建指導諸費

九十九万圓

生活保護及びその他經費

五千四百三十万圓

寒地向住宅建設費補助

一千六百五十三万圓

第四 地方振興その他に關する經費

二千六百六十二万圓

道民所得調査費

二百五十三万圓

農業開闢企畫調査費

二百二十三万圓

北海道大學に貸付する圖書の購入費

六百五十万圓

北海道學藝大學釧路分校寄宿舎建築費

百二十五万圓

石狩川地區資源調査費

百九十一万圓

市町村の財政指導諸費

二千八百三万圓

町村恩給組合給付助成費

一千万圓

農地委員選舉費

二千四百十万圓

第五 保健衛生に關する經費

四百万圓

旭川外十保健所に對する廳舎及び公宅建築費

六百八十二万圓

夕張保健所復舊費

六百八十二万圓

鬼協道立病院新設費

六百八十二万圓

北見青少年結核療養所新設費

一千七百五十万圓

市町村傳染病院、隔離病院、隔離病舎消毒所
の建設費及人件費に對する負擔金

二千四百三十万圓

鼠族昆虫驅除費

二千三百四十六万圓

防疫藥劑配給費

五百万圓

保健婦講習施設費

三百七十四万圓

理容師養成施設費補助金

三百八十万圓

増毛病院建築費追加

百五十六万圓

第六 土木事業に關する經費

一億六千六十六万圓

道費災害分

八千八百四十七万圓

市町村及土木功組合災害分

一千六百七十七万圓

耕墾災害復舊費

九百七十一万圓

橋梁架換費

四百万圓

道路橋梁應急復舊事業費

一千四百二十七万圓

第七 都市計畫に關する經費

一千四百二十七万圓

都市計畫街路事業費

一千四百二十七万圓

第八 工業の振興に關する經費

一千四百二十七万圓

豊羽鑛山株式會社出資金

一千四百二十七万圓

工業試験場の基礎試験及び人件費

二千三百三十一万圓

第九 農業並に畜産に關する經費

二千五百四十四万圓

水稻選採苗代設備助成費

四百九万圓

協同農業普及費

四百九万圓

農事試験場費

一千十三万圓

家畜保健衛生施設費

百六十八万圓

馬の傳染性貧血預防検査費

四十八万圓

牛の結核検査及びその他

五十九万圓

主食並に食料品の需給調整費

七百七十万圓

第十 水産振興に關する經費

七百七十万圓

大平洋資源調査費

二百八十七万圓

噴火と海洋調査費

百五十七万圓

漁業取締費

二百七十六万圓

鮭鱒捕獲事業費

鯉増殖及び鮭漁業調査費

水産指導費及び漁業資材需給調整費

第十一 林業対策に關する經費

民有林指導事業費

治山事業費

造林事業費

民有林施業案改善施設費

保安林調査費

林業指導所の職員住宅建築事業費

輸出林産物の生産指導及び薪炭業者登録に要する經費

第十二 開拓促進に要する經費

開拓入植者に對する家畜貸付のための牝牛、綿羊、山羊購買諸費

開拓醫保健婦等設置補助及び文化厚生施設費

開墾補助

入殖施設費補助

未墾地取得事務費

未墾地買収異議審査費

既存權益調整費

開拓會館設置費

一千五百四十六萬圓

五十二萬圓

百七萬圓

七千二百九十萬圓

一億九百七十四萬圓

百一萬圓

二百五十五萬圓

百十三萬圓

四百五十三萬圓

百十六萬圓

一千萬圓

三百七十萬圓

六千七百八十七萬圓

三千八百二十七萬圓

百九十八萬圓

二十二萬圓

二十萬圓

三百五十萬圓

等であつて以上が普通會計の主なる追加經費である。つぎに稅收入については、當面せる地方財政需要に對應する措置として、地方財政收支の均衡を圖り稅收入の増徴を講ずると共に、地方稅負擔の合理化を圖ることを目標として、地方稅法の一部が改正せられ、去る五月三十一日公布を見たのであるが、道においては、これに對照して、改正稅法による措置をなすと共に、既存稅についても更に慎重なる檢討を加え、極力收入を増加を計つて、收支の均衡保持に努めたのであつて、その内容は道民稅地租及び家屋稅においては現下の經濟事情並びに道民の負擔加重等の點を深く考慮し、それぞれ法定の平均賦課額並びに標準率に止めることとし、その他の稅目においても、現行の稅率を据置くこととして、専ら課稅標準の捕捉による増收と、滞納繰越額を見込み又地方配付稅の増額交付を期待して、稅收總額五億三千六百六十餘萬圓を追加増額す

ることとしたのであつてこれを稅目別に見ると、

第一 地方稅法改正による課稅標準の増加並びに稅率の引上によるもの

道民稅 (納稅義務者一人當六百圓が七百圓となるため) 七千四十萬圓

地租 (賦課率百分の百五十が百分の二百五十となり一部使用者課稅をなし得ることとなつたため) 三千五百二十萬圓

家屋稅 (賦課率百分の百八十七が百分の二百五十となり一部使用者課稅をなし得ることとなつたため) 三千百五十餘萬圓

鑛區稅の五割増率による額 一千九十餘萬圓

狩獵者稅の五割増率による額 三百九十餘萬圓

都市計畫稅の課稅標準の増額に伴うもの 三百二十萬圓

第二 課稅標準の自然増によるもの

道民稅納稅義務者數の増加によるもの 一千六百二十萬圓

酒消費稅の課稅標準の増額に伴うもの 九千九百八十餘萬圓

遊興飲食稅の課稅標準の増額に伴うもの 五千七百八十餘萬圓

都市計畫稅 課稅標準の増額に伴うもの 六百十餘萬圓

第三 滞納繰越の増收の主なるもの

道民稅 一千六百三十餘萬圓

事業稅及び特別所得稅 二千四十餘萬圓

不動産取得稅 二千六百七十餘萬圓

木材引取稅 一千四百二十餘萬圓

入場稅 三百五十餘萬圓

電氣ガスト 三百十餘萬圓

營業稅 二百十餘萬圓

第四 地方配付稅の増額交付を期待した額 一億圓

以上が稅の主なるものであつて、今次の稅收入追加額は道稅當初豫算額の十三%強に當るのである。

次に稅外收入については極力その財源を探索して今回追加し得るものは總てこれを計上する方針の下に國庫支出金は五億六千四百九十三萬圓、寄附金一千七百三十萬圓、繰越金九千六百七十七萬圓、雜收入六千六百九十四萬圓、起債七千五百五十萬圓を計上し、收支の調整を圖つたのであつて歳入總額は十三億七千四百六十六萬圓を追加計上したのであ

つぎに特別會計においては昨年八月一日自轉車競技法が施行せられ既に他府縣においてはこれを實施して積金の成績を収めているので、太道においてもこれが實施のため北海道警自轉車競技特別會計を設定し、所要經費九千九百三十二万円を、女子醫學專門學校が昭和二十五年より醫科大學に昇格の運びとなつたのに伴い、その創立計畫に基づき第一次分校舎及び設備費並に旅費、通信費、燃料費の差増等を女子醫學專門學校特別會計に三千二百九十六万円を、その他の特別會計においては普通會計に做い職員の改訂を行うの外需用費の車價増及びその他の所要經費を見込み特別會計總額一億五、二百九十六万円を追加計上したのである。以上が今次追加更正豫算の大要である。

▲請願

第三回定例道議會で不採擇と決した請願は左の通りである。

(請願番號) (件) (請願者)

請願總務第十四號 夕張市火災の復興資金の一部を道より融資の件 夕張市長 北島光盛 外一名

理由 財政的融資金の余裕がないと認められる。

請願總務第二十一號 事業税(第二種事業)の減免 札幌市北四條西一丁目北海道人會々々々 荒川要助

事業税(第二種事業)の減免の件 札幌市豊平町字月寒二三五番地 土肥豊作 外二名

請願總務第二十二號 事業税(第二種事業)の減免 札幌市豊平町字月寒二三五番地 土肥豊作 外二名

事業税(第二種事業)の減免の件 札幌市豊平町字月寒二三五番地 土肥豊作 外二名

請願總務第二十三號 事業税(第二種事業)の減免の件 札幌市豊平町字月寒二三五番地 土肥豊作 外二名

事業税(第二種事業)の減免の件 札幌市豊平町字月寒二三五番地 土肥豊作 外二名

請願總務第二十五號 事業税免除に關する件 南尻別村字南越 宇野野 外四名

事業税免除に關する件 南尻別村字南越 宇野野 外四名

請願總務第二十六號 特別所得税免除に關する件 越 宗太郎 外四名

特別所得税免除に關する件 越 宗太郎 外四名

理由 事業税及び特別所得税は前年の所得額を標準として課税せられ、本年度の減損については當然明年度に於いて軽減の措置をとられることとなるので、これが減免は適當と認められない。

事業税及び特別所得税は前年の所得額を標準として課税せられ、本年度の減損については當然明年度に於いて軽減の措置をとられることとなるので、これが減免は適當と認められない。

請願總務第二十四號 北海道綜合經濟研究所に關する件 北海道商工會議所會頭 中山 豊

北海道綜合經濟研究所に關する件 北海道商工會議所會頭 中山 豊

理由 助成の要を認めない。

助成の要を認めない。

請願衛生第二號 北海道立理容師專門學校設立の件 北海道理容師會連合會々々々 渡邊 金藏

理由 道立を以て經營するのは適當でないので、理容師連合會の經營する専門學校に道費より補助することし、不採擇とする。

請願經濟第五號 寒冷床用不良加工紙の損出補償に關する件 道農民同盟執行委員長 石川 清一

寒冷床用不良加工紙の損出補償に關する件 道農民同盟執行委員長 石川 清一

請願經濟第六號 寒冷床用不良加工紙の損出補償に關する件 後志支庁管内町村會々々々 松 實 菱 三

寒冷床用不良加工紙の損出補償に關する件 後志支庁管内町村會々々々 松 實 菱 三

請願經濟第八號 補償措置に關する件 道農民同盟執行委員長 石川 清一

補償措置に關する件 道農民同盟執行委員長 石川 清一

九項目の内 二、返品不能分の油紙及糊の全額補償のこと。

三、棧及釘等特別措置の費用を全額補償のこと。

四、資材の購入價格と公道價格と差額賠償のこと。

五、被害状況により事前割當の變更をなすこと。

理由 原因を調査した結果北海加工紙會社の製造工程の不完全、殊に糊の製品は見本と相違したことは工業試験場の報告で明白である。元來道廳は二十四年度濕床紙の資材は油と紙と別個に配給するよう農林省に交渉したが、本省が加工油紙配給を決定し、製造は夫々農業協同組合購聯と會社との契約に依り一定の枠に基づき資材が供給せられた。従つて道として製品の検査及指導には會社自體の提出せる見本による實用試験をなしたるに止まり、直接の監督権を有せず、従つて製品の不良について道の法的責任はないが、これが監督上の行政的責任があるため、行政措置として豫算措置を講ずるに止むべきである。

請願經濟第十號 補助耕馬制度擴充に關する件 山川生産農業協同組合會長 秋山 孝太郎

補助耕馬制度擴充に關する件 山川生産農業協同組合會長 秋山 孝太郎

理由 補助として支出することは困難である。

補助として支出することは困難である。

請願土木第十一號 二見ヶ丘耕牛内閣地方費道昇格の件 網走市長 吉田 榮吉 外八名

二見ヶ丘耕牛内閣地方費道昇格の件 網走市長 吉田 榮吉 外八名

理由 利用率が僅少であるから昇格を認め難い、但し歳越し二ヶ見岡間は考慮の余地あり。

利用率が僅少であるから昇格を認め難い、但し歳越し二ヶ見岡間は考慮の余地あり。

請願土木第十三號 村道を準地方費道に昇格の件 常盤村長 細川 龜太郎

村道を準地方費道に昇格の件 常盤村長 細川 龜太郎

理由 地元の要望により路線を變更した道路であるから、昇格は時期尚早である。

地元の要望により路線を變更した道路であるから、昇格は時期尚早である。

請願土木第六十一號 村道を準地方費道に昇格の件 眞狩村長 大西 佐源太 外一名

村道を準地方費道に昇格の件 眞狩村長 大西 佐源太 外一名

理由 地方費道と併行線であるから昇格は認め難い。

地方費道と併行線であるから昇格は認め難い。

請願土木第六十二號 村道を準地方費道に昇格の件 羅臼村長 村田 吾一

村道を準地方費道に昇格の件 羅臼村長 村田 吾一

理由 地方費道と併行線であるから昇格は認め難い。

地方費道と併行線であるから昇格は認め難い。

理由 昇格については北見側と連絡ののち協議すべきである、但し補修工事を急速に實施する要ありと認む。

請願土木第一〇三號 地方費道室南俱知安線洞爺市街側構設の件

理由 現地の土木現業所に一括してあるため。

請願土木第八十號 町村道を地方費道に編入の件

理由 本件請願土木七二號と同じ内容につき。

第三回定例道議會で採擇した請願は次の通りである。

前田村長 山本精一 外二名
洞爺村長 三橋政一 外一名

請願總務第十二號 北海道立旭川女子高等學校復興に關する件

請願總務第十五號 教職員の定員定額制に關する件

請願總務第十六號 教職員の定員定額制に關する件

請願總務第十八號 北海道立札幌工業高等學校校舍改築の件

請願總務第十九號 教職員の定員定額制に關する件

請願總務第二十號 六・三制豫算及び定員定額に關する件

請願總務第二十七號 教員の定員定額に關する件

請願總務第二十八號 定員定額に關する件

請願民生第一號 保育所の設置に對し道費補助交付の件

請願民生第三號 國民健康保險組合直營診療所病院の創設費に對し道費助成の件

請願民生第四號 國民健康保險組合直營診療所病院の創設費に對し道費助成の件

請願民生第一號 保育所の設置に對し道費補助交付の件

請願民生第三號 國民健康保險組合直營診療所病院の創設費に對し道費助成の件

請願民生第四號 國民健康保險組合直營診療所病院の創設費に對し道費助成の件

請願民生第一號 保育所の設置に對し道費補助交付の件

道立旭川高等學校同窓會會長 大野しめ 外二三名
良野支部長 鈴木繁一 外一九三名
P.T.A.會會長 留朋市父母會會長 城川徹郎 外一〇名
留朋市父母會會長 西十二丁目會會長 札樾市南八條會會長 西十二丁目會會長 外二八名
道立札幌工業高等學校改築促進會會長 新田啓二郎
北海道立札幌工業高等學校改築促進會會長 伊坂員維
北海道立札幌工業高等學校改築促進會會長 三好竹男 外二四名
北海道立札幌工業高等學校改築促進會會長 新田啓二郎 外十三名
北海道立札幌工業高等學校改築促進會會長 北見市婦人會會長 天內てつ 外二名
北海道立札幌工業高等學校改築促進會會長 網走支店會長 近野吉次
北海道立札幌工業高等學校改築促進會會長 町村長會會長 長沼村長 阿達忍 外七名

請願民生第二號 深川町保育所の設置に對し道費補助の件 深川町長 若林 外四名
請願民生第五號 遺族の援護に關する件 北海道聯合遺族會代表 佐藤清彌 外十二名
請願衛生第一號 保健所新築に關する件 空知支廳長 河村梯七郎 外七名
請願經濟第一號 標津國營牧野を道營する件 標津村長 尾崎 外三名
請願經濟第二號 美幌國營牧野を道營とする件 美幌村長 近野吉次 外三名
請願經濟第三號 種子馬鈴薯流通機構改善の件 道農業復興會 三宅康次 外二名
請願經濟第四號 甜菜糖業對策に關する件 道労働組合 山田長吉 外九名
請願經濟第五號 温冷床用不良加工紙の損害補償に關する件 道農民同盟 石川清一 外一名
請願經濟第六號 温冷床用不良加工紙に對する措置の件 執行委員長 松實菱三
請願經濟第七號 温冷床用不良加工紙の損害補償措置に關する件 町村會會長 石川清一
請願經濟第八號 九項目の内 一、加工紙及糊の返却品の引取のこと。 執行委員長 石川清一
二、昭和二十五年度は白紙と油を別個に配給のこと。
三、將來試験は試験場以外農家の實態について試験を行うこと。
四、完全制品作製研究の繼續のこと。
五、責任の所在を明白にすること。

請願經濟第九號 甜菜耕作振興對策に關する件 河東郡大正村 遠藤 外三名
請願經濟第十號 北海道酪農再建對策に關する件 復興會會長 三宅康次 外一名
請願經濟第十一號 昭和二十四年度自家用小水力發電施設補助金増額の件 御上芽室 提 外三名
請願經濟第十二號 炭酸カルシウム肥料増産施設に對する助成並に融資の件 株式會社會長 深澤吉平
請願經濟第十三號 日高綜合開墾會會長 菅原勇吉
請願民生第一號 北海道町村義會會長 菅原勇吉
請願民生第二號 札幌市農會會長 菅原勇吉
請願民生第三號 札幌市農會會長 菅原勇吉
請願民生第四號 北海道人屬產業労働組合會長 長牛正

請願商工第八號 電力危機對策に關する件 電力危機對策に關する件

- 請願土木第二二號 町村道を準地方費道に昇格の件 富良野町長 古東久平 外一名
- 請願土木第三號 町村道改修工事施行の件 富良野町長 古東久平
- 請願土木第八號 村道を準地方費道に昇格認定の件 神居村長 掛場直久 外二名
- 請願土木第九號 豊平川治水工事完備促進の件 (但し施行箇所及び工法については請願内容變更することあるべし。) 札幌地方法務局 高田富興 外八名
- 請願土木第十四號 須部郡川を河川法準用の地方費河川に認定の件 月形村長 狩野盛秀
- 請願土木第十五號 由仁村國道二八號線の内市街地々區國費側溝施行促進の件 占冠村長 中田菊太郎 外一名
- 請願土木第二十五號 金山峠隧道工事施行の件 (改良工事は必要と認める。但し隧道は工費その他の見地から實施しがたい。) 上湧別村長 今野和七 外一名
- 請願土木第二十九號 村道を準地方費道に移管の件 津別村長 勢渡遼 外五名
- 請願土木第四十三號 村道を準地方費道に昇格並に補修工事施行の件 幌別村長 大石橋與三 外三名
- 請願土木第五十六號 土地改良工事に關する件 北海道土地改良促進委員會委員長 松本六太郎
- 請願土木第五十七號 土地改良事業促進の件 全道土地改良懇話農家代表 竹内副一郎
- 請願土木第六十號 町村道を準地方費道に昇格の件 喜茂別村長 菊地久保 外二名
- 請願土木第六十三號 支笏湖観光産業道路開設の件 (經由路線は調査の要ありと認む) 札幌市長 高田富興
- 請願土木第六十四號 早來厚真間(札幌浦河)線地方費道改良工事施行の件 厚真村長 池田宗正
- 請願土木第六十五號 美瑛町市街地區及下宇漢別間地方費道旭川、帯廣線付替變更の件 美瑛町長 鴻上覺一
- 請願土木第六十六號 芽室川準用河川に昇格の件 芽室町長 大村捷三 外一名
- 請願土木第六十七號 磐梁梁替及護岸復舊工事施行の件 上士別村長 卯城重廣 外三名
- 請願土木第六十八號 河川切替護岸及び架橋工事施行の件 下川村長 赤城見郎 外一名
- 請願土木第六十九號 土地改良補助に關する件 安平土功組合 赤平觀次 外二名
- 請願土木第七十號 (但し國費豫算を要求すること) サロベツ川切替工事の件 豊富村長 相馬惣三郎 外一名
- 請願土木第七十一號 (但し二五年度に於て國費要求のこと) 大雪山國立公園觀光自動車路東旭川登山口開設の件 東旭川村長 玉井健吉
- 請願土木第七十二號 町村道を準地方費道に昇格の件 (但し豫算措置は調査したる上) 町村道を準地方費道に昇格の件 江丹別村道を改修し準地方費道に昇格の件 江丹別村長 久保政一
- 請願土木第七十三號 石狩川永山架換工事施行の件 (但し十年間拓殖費支辨町村道とすること) 永山村長 齋藤 外二名
- 請願土木第七十五號 町村道中富良野村五號道路改良工事施行の件 富良野町長 森 外二名
- 請願土木第七十七號 市町村道二見ヶ丘若松線を地方費道に昇格の件 (但し準地方費道として) 北見市長 伊谷 外四名
- 請願土木第八十二號 音更川護岸災害復舊工事施行の件 音更川治水期成同盟會長 中村 外二名
- 請願土木第八十三號 土地改良事業に對する補助金交付の件 留萌支庁管内町村會會長 新保福次
- 請願土木第八十四號 治水工事促進及び町村道を準地費道に導入の件 遠別町長 加藤源治
- 請願土木第八十五號 知内川治水工事施行の件 知内村長 永田信熊
- 請願土木第八十六號 土地改良事業に對する補助交付の件 北海道土地改良事業促進期成會會長 外田岩雄 外三名
- 請願土木第八十八號 上水道擴張工事に對し補助の件 (但し補助の條件に適つた場合實施する) 月形村長 狩野盛秀
- 請願土木第八十九號 道路改修工事施行の件 富良野町長 古東久平 外三名
- 請願土木第九十號 土地改良事業に對し補助金交付の件 知内村長 永田信熊
- 請願土木第九十一號 豊濱船入調査速設置の件 乙部村長 吉岡龜之助 外一名

請願土木第九十三號 土木災害工事補助に關する件
後志縣支管内 町志支會管内 松實菱三

請願土木第九十四號 土地改良事業の繼續補助の件
後志縣支管内 町志支會管内 松實菱三

請願土木第九十六號 省營自動車洞爺線大原成香間道路補修工事の件
洞爺村長 三橋政一 外一名

請願土木第九十八號 町村道上泉美和道路の改良工事について
豊浦町長 正源次 作

請願土木第九十九號 町村大岸新富道路改良工事に關して
豊浦町長 正源次 作

請願土木第一百號 町村道山梨御保内間道路改良工事に關して
豊浦町長 正源次 作

請願土木第一百一號 町村道大原富近間改良工事施行の件
洞爺村長 三橋政一 外一名

請願土木第一百二號 町村道洞爺成香間道路改良工事施行の件
洞爺村長 三橋政一 外一名

請願土木第一百四號 兩龍川筋秋父別及び沼山地區達布地先治水工事施行の件
秩父別村長 原田一會八 外一名

請願勞働及第二號 町營庶民住宅建設費及び築地用設計による建設補助交付の件
北海道士長會 高田富興 外一名

請願勞働及第三號 庶民住宅建設費に對し道費補助の件
木古内町長 栗山一學 外一名

請願建策第四號 小樽市に海員會館設置に對し補助交付の件
小樽港務振興會會長 松浦三平 外二名

第三回定例道議會において各常任委員會に付託した請願は次の通りである。

(請願番號) (件名) (請願者)

請願總務第十號 北海道大校法文學部の充實促進に關する件
札幌市南五條西十六丁目 後藤光造

請願總務第十一號 北海道費持株開放に關する件
札幌市深似町字新築 久木保

請願總務第十二號 北海道立旭川女子高等學校復興に關する件
道立旭川女子高等學校同窓會 大野しめ 外二三名

請願總務第十三號 木材引取税賦課に對する北海道稅務條例の一部改正に關する件
北海道木材生産物組合連合會 眞弓敏久

請願總務第十四號 夕張市火災の復興資金の一部を道費より融資の件
夕張市長 北島光盛 外一名

請願總務第十五號 教職員の設定定額制に關する件
深川町連合PTA會長 鈴木繁三 外千九三名

請願總務第十六號 教職員の定員定額制に關する件
留萌市父母と先生の會連合會長 城川徹一郎 外一九〇名

請願總務第十七號 北見拓殖實業局用地並に施設處分の件
置戸村長 阿部重夫

請願總務第十八號 北海道立札幌工業高等學校々舎改築の件
北海道父母と先生の會連合會長 新田啓二郎 外二八名

請願總務第十九號 教職員の定員定額制に關する件
北海道士長會會長 新田啓二郎 外三五七名

請願總務第二十號 六・三制豫算及び定員定額に關する件
北海道士長會會長 伊坂員維

請願總務第二十一號 事業税(第二種事業)の減免の件
札幌市北四條會館 荒川要助

請願總務第二十二號 事業税(第二種事業)の減免の件
札幌市東区五番地 土肥豊作 外二六二名

請願總務第二十三號 事業税(第二種事業)の減免の件
札幌市東区平町 榎本正三 外三四四名

請願總務第二十四號 北海道綜合經濟研究所に關する件
北海道士長會會長 中山外七名

請願總務第二十五號 事業税免除に關する件
南尻別村字南 室野外四名

請願總務第二十六號 特別所得税免除に關する件
越前別村字南 室野外四名

請願總務第二十七號 教員の定額に關する件
白老郡連合會會長 三好竹勇 外二四名

請願總務第二十八號 定員定額に關する件
北海道父母と先生の會連合會長 新田啓二郎 外一三名

請願總務第二十九號 天鹽拓殖實業場の既設建物一切及附屬山林を豊富村に移讓の件
豊富村長 相馬惣三郎 外一名

請願總務第三十號 北海道大學法文學部の緊急基本施設費に對し助成の件
北海道大學法文學部學生會代表 平佐和雄

請願總務第三十一號 北海道立旭川女子高等學校
舎復舊工事に關する件

請願總務第三十二號 證券取引所設置に關する件

請願總務第三十三號 道立室蘭醫學校舎増築に關する件

請願總務第三十四號 教職員の定數條例設定反對の件

請願民生第三號 國民健康保險直營診療所病院の創設並に對し道費助成の件

請願民生第四號 國民健康保險組合直營診療所病院の創設及施設費に對し道費助成の件

請願民生第五號 遺族の援護に關する件

請願衛生第二號 北海道立埋容專門學校設立の件

請願衛生第三號 道立綜合病院設置の件

請願經濟第六號 溫冷床用不良油加工紙に對する措置の件

請願經濟第七號 北海道費特採開放に關する件

請願經濟第八號 溫冷床用不良油加工紙の損害補償措置に關する件

請願經濟第九號 甜菜耕作振興對策に關する件

請願經濟第十號 補助耕馬制度擴充に關する件

請願經濟第十一號 北海道酪農再建對策に關する件

請願經濟第十二號 昭和二十四年度自家用小水力藝電施設補助金増額の件

請願經濟第十三號 炭酸カルシウム肥料増産施設に對する助成並に融資の件

請願經濟第十四號 溫床加工紙によつて蒙つた損害に對する賠償の件

請願經濟第十五號 農業試驗場渡島支場俱知安分場繰繰存置の件

北海道立旭川女子高等學校
父母教師會
會長 松井耕造
外一名

北海道證券協會
會長 岩崎武雄
外二名

市議會
議長 宇賀金男

北海道教職員組合中央執行委員
委員長 鈴木強

町長會
町長 近野吉次

綱走支區管内町長會
町長 阿達忍
外七名

北海道聯合遺族會代表
會長 佐藤清彌
外十二名

北海道埋容會
會長 渡邊金藏

後志支區管内町長會
會長 中野仁吉

札幌支區管内町長會
會長 松實菱三

北海道農民同盟執行委員長
委員長 久木保
外三十五名

河内郡大正村
村長 石川清一

上川生產農業協同組合連合會
會長 遠藤太三郎
外九名

北海道農業復興會議議長
議長 秋山孝太郎

御影村字上芽室
村長 三宅康次
外一名

北海道農材工業株式會社
社長 堤正則
外三四名

空知郡美町町長會
町長 深澤吉平

字峰延峰延農行組合
組合長 橋本正譽
外一名

俱知安町長
町長 松實菱三
外二六名

請願水產第七號 國營鮭鱒孵化事業の内一部民營に關する件

請願水產第八號 親魚捕獲事業を村に委託替の件

請願水產第九號 鮭鱒親魚捕獲事業を民間團體に移託經營の件

請願商工第三號 自願車競走場設置に關する件

請願商工第四號 天寶島電化促進の件

請願商工第五號 證券取引所設置に關する件

請願商工第六號 電力需給改善に關する件

請願商工第七號 報獎用衣料品登錄選舉施行反對に關する件

請願商工第八號 電力危機對策に關する件

請願商工第九號 證券取引設置に關する件

請願林務第一號 道立公園指定の件

請願林務第二號 南日高海岸地區を道立公園に指定の件

請願林務第三號 附の件

請願林務第四號 森林軌道に關し道費助成金下設置の件

請願林務第五號 軌道新設の件

請願林務第六號 災害防止對策に關する件

請願林務第七號 木材の道營検査を民間團體に移行に關する件

請願林務第九號 上川郡愛別村字愛山道有林二、三林班地内農耕適地解放の件

網走市會議長 山邊村次
外一名

常呂村長 小林千代松
外六名

幕別町長 中島國一
外一名

長谷川町長 大久保清太郎
外一名

天寶村長 泉谷榮吉
外二名

北海道證券協會理事長 岩崎武雄
外二名

北海道町村長會會長 菅原勇吾

札幌市農平一條九丁目一五番地
北海道金礦產業獎勵組合
會長 長牛正

小樽市長 壽原英太郎

網走市長 吉田榮吉
外一七名

日高綜合開發會會長 土橋武士
外一〇名

日高支廳長 岡本政道

紋別郡會議長 岡本政道

札別町長 福島利雄

市會議長 植村包榮
外二名

新得町長 松實菱三
外七名

俱知安町長 菅原勇吾

北海道町村長會會長 菅原勇吾

愛別村長 森知森太郎
外三名

請願林務第十一號	利尻、禮文島を道立公園指定に關する件	宗谷管内産業經濟連絡會議議長種内町長	西岡	外六名	請願土木第八十三號	土地改良事業に對する補助金交付の件	留朋支應管内町村會長	新保福治
請願林務第十二號	開拓買收地を買収より除外し保安林に編入の件	富良野町長	古東	外四名	請願土木第八十四號	治水工事促進及び町村道を準地方費道に編入の件	遠別町長	加藤源治
請願開拓及第九號	簡易軌道維持繼續に關する件	北海道殖民軌道連合會長	吉野	恒三郎	請願土木第八十五號	知内川治水工事施行の件	知内村長	永田信熊
請願開拓及第十號	開拓買收地を買収より除外し保安林に編入の件	富良野町長	古東	久平	請願土木第八十六號	土地改良事業に對する補助金交付の件	北海道土地改良事業促進期成會會長	外田岩雄
請願土木第六十七號	橋梁架替及び護岸復舊工事の件	上士別村長	卯城	外四名	請願土木第八十七號	佐呂湖湖畔に船付場築設の件	下湧別村長	大口丑一
請願土木第六十八號	河川切替護岸及架替工事施工の件	下川村長	末武	外一名	請願土木第八十八號	上水道擴張工事に對し補助の件	月形村長	狩野盛秀
請願土木第六十九號	土木改良費補助に關する件	安土功組合長	末平	外二名	請願土木第八十九號	道路改修工事施行の件	富良野町長	古東
請願土木第七十號	サロベツ川切替工事の件	豊富村長	相馬	惣三郎	請願土木第九十號	土地改良事業に對し補助金交付の件	知内村長	永田信熊
請願土木第七十一號	大雪山國立公園觀光自動車道(東旭川、登山口)既設の件	東旭川村長	玉井	健吉	請願土木第九十一號	豊濱船入洞急造設置の件	乙部村長	吉岡龜之助
請願土木第七十二號	町村道を準地方費道に昇格の件	前川村長	山本	外二名	請願土木第九十二號	町村道を準地方費道に編入の件	美瑛町長	鴻上
請願土木第七十三號	江丹別村道を改修し準地方費道に昇格の件	江丹別村長	久保	政一	請願土木第九十三號	土木災害工事補助に關する件	後志支應管内町村會長	松實
請願土木第七十四號	鷯川村春日米原間道路に橋梁架設の件	鷯川村長	門山	外二名	請願土木第九十四號	土木改良事業の繼續補助の件	後志支應管内町村會長	松實
請願土木第七十五號	石狩川、永山橋架換工事施工の件	永山村長	齋藤	外二名	請願土木第九十五號	準地方費道路線變更に關する件	虻田町長	正源
請願土木第七十六號	貯水池ダム建設に關する件	札幌地方綜合開發協議會會長	高田	富興	請願土木第九十六號	省警自動車洞爺線大原成香間道路補修工事の件	洞爺村長	三橋
請願土木第七十七號	町村道中富良野村五號道路改修工事施工の件	札幌市	森	善治	十一年(自昭和二十三年度)國費支辨町村道の路線變更に關する件	虻田町長	正源	
請願土木第七十八號	浦士別川を河川法準用河川に編入の件	中富良野村長	吉田	外一名	請願土木第九十七號	町村道上泉美和道路の改良工事について	虻田町長	正源
請願土木第七十九號	市町村道二見ヶ丘北見若松線を地方費道に昇格の件	網走市長	伊谷	半次郎	請願土木第九十八號	町村道上岸新富道路改良工事について	虻田町長	正源
請願土木第八十號	町村道を準地方費道に編入の件	北見市長	山本	外一名	請願土木第九十九號	町村道山梨御保内間道路改良工事について	豊浦町長	正源
請願土木第八十一號	市町村道を準地方費道に昇格の件	前田村長	前野	外二名	請願土木第一百號	町村道大原富丘間改良工事施行の件	洞爺村長	三橋
請願土木第八十二號	菅更川護岸災害復舊工事施工の件	旭川市長	中村	外二名	請願土木第一百二號	町村道洞爺成香間道路改良工事施行の件	洞爺村長	三橋
		菅更川治水期成同盟會長	村	外二名	請願土木第一百三號	町村道洞爺成香間道路改良工事施行の件	洞爺村長	三橋

請願土木第百四號	雨龍川筋秩父別及沼田地區達 布地先治水工事施行の件	秩父別村長 原田伊曾八 外一名
請願土木第百五號	豊浦港擴張工事施行の件	豊浦町長 正源外一名
請願土木第百六號	町村道を地方後道に編入の件	雄武町長 山崎進
請願土木第百七號	染退川改修工事施行の件	靜内町長 興田信二
請願土木第百八號	災害防止對策に關する件	北海道村 菅原勇吾
請願土木第百九號	町村道豊里―宮城線の改修の 件	有珠郡德舜 名仁好信廣行
請願土木第百十號	町村道上野―昭園線の改修の 件	同村議會 名仁好信廣行
請願土木第百十一號	町村道清原―豊里線の補修の 件	同村議會 名仁好信廣行
請願土木第百十二號	本別―上茶路間産業道路新設 の件	同村議會 倉崎克巳
請願土木第百十三號	室蘭市舟見町道直漁港修築工 事急速施行の件	市議會 宇賀金男
請願土木第百十四號	旱害救済工事施行に關する件	厚田村長 酒井寛道
請願土木第百十五號	朱鞠内、温根別間道路新設の 件	雨龍郡 青木哲雄
請願土木第百十六號	札幌南四條通都市計畫決定路線 幅員再檢討に關する件	渡邊青木留 一郎、中村俊 外八十二名
請願土木第百十七號	遠別町字東野―中川村字共和 間道路改修の件	天鹽郡 加藤源治
請願勞働及第三號 建築及第三號	庶民住宅建築費に對し道費補 助の件	遠別町長 齋藤吉平
請願勞働及第四號 建築及第四號	小樽市に海員會館設置に對し 補助交付方の件	小樽港 栗田外一名
		振興會會長 松浦外二名

特別委員會

豫算審查特別委員會

○八月九日設置直ちに正副委員長に西川委員及び坂東(浩)委員を互選し、付託議案第一號昭和二十四年度北海道歳入歳出追加更正豫算外三十二件につき、十日、十一日及び十二日の三日間に互り議場において質疑を行い更に具體的修正點等審査のため、十一名の小委員において検討することとし、十二日以降繼續七日間に互り、道議會參與委員室において小委員會を開き、審査の上二十五日定數條例の議決を俟つて、小委員會修正案を決定小委員會主任小川委員より、直ちに本委員會に報告小委員會決定の通り可決、同日委員長は審査の過程とその結果について、本會議につぎの報告をなした。

豫算審査特別委員會委員長報告

私は過般御付託になりました各案件につきまして委員長として、こゝに委員會の経過及び結果の概要を御報告申し上げることは洵に光榮と存するものであります。

本委員會は去る九日に設置せられ、直ちに委員長との互選を行い成立を見たのであります。去る十日より十二日までの三日間に互りまして各案件につきまして關係參與員の出席を求め質疑を行いました。上更に十一名の小委員をあけて去る十二日より本日まで精査いたしました。その結果に基き本委員會を再開し、御手許に配布致しました報告書の通り決定いたしました次第であります。

炎暑の下連日審議の任に當られました委員各位の御熱意に對しましては、こゝに衷心敬意を表するものであります。

今本委員會の審議の経過に照し、今回提出された豫算案その他關係議案の内容を詳らかに検討いたしました結果を願ひみますと、

先づ第一に最も論議の集中されましたのは失業対策と今後の見通、引揚者、罹災者の住宅確保対策、國民健康保險振興対策と活潑なる活動促進措置確保衛生施設の強化と、人員の充實保護を要する児童並に一般生活困窮者に對する保護対策、災害に對する措置、工礦業振興対策、教員の定員定額問題、官行斫伐と木材検査の民管移行統制撤廢後における燃料問題、漁田開發促進と入合漁業対策、開拓事業の促進及び改善、綜合開發問題等當面する道政各般の問題についてその改善振興を期せんとする熱意と眞情を吐露せられたのであります。

次に道政上緊要なる施策の急速なる實行を要せられた案件は、一、中小電源開發費二、旱害対策三、凶漁対策四、國民健康保健再建事業費五、道立病院及び診療所の經理の合理化、等でありまして積極的豫算化が強く要望せられた次第であります。

この際申し添えたいことは北海道綜合開發促進費に關連し本道綜合開發は國家的重要問題であり且つ本道にとつて最も重大なる關心を有する問題でありますので中央に設置されて居ります北海道審議會の構成につきましては委員を超黨派的に選任せられたいと、引揚者の住宅難を緩和するため措置である引揚者住宅設置補助については本道は他府縣に比較し特殊事情を有し、寒地住宅としての考慮を必要と致しますので國費補助に附加して道費よりも裁助金を交付する點について研究善處されたいこと、庶民住宅の建設については更に道費より相當豫算を増額計上し建設の促進を圖られたいこと。

鑛山復興に對する道出資金については、同事業に對する融資の調達はその復興の絶対條件でありますから若しこれを得られない場合においては右出資を差控えられたいとの強い要望があつた次第であります。次に原案を修正致しました諸點につき御説明を申し上げますならば、議案第一號の歳出におきましては、

第一に本道における企業整備、行政整理等による失業、季節的勞働者の集團的失業無緣故引揚者の受入、内地失業者の流入による失業対策が強く

要請され國家事業の完遂を期するため道財政の許す範囲内において充分なる負擔をなし、公共事業の急速なる實行を要する現状からして市町村道路改良費補助金として六百五十萬圓を増額し總額一千六百五十萬圓に修正致しました。

第二に本道における水田農家經營の特殊性である温冷床苗代については本春來温床油加工紙糊等の不良によりこれが措置に多大なる努力をなしつつ食糧増産に邁進されている現状からして、益々増産意欲の昂揚に資するため、水稲温床苗代設置費補助は四百五十五萬二千圓を増額し、前年度と同額の三千萬圓に修正したのであります。

第三に、北方文化を確立し、平和的文化國家建設の一翼を擔わんとする本道がその最高學府たる北大法文學部の設備等不備のため關係者の退道相つぎ、學生の研究資料たる圖書の不備等により、今や存亡の重大危機に直面している實情に鑑み、これを打開するため、道財政の許す範囲内において、北大法文學部に貸付する圖書費三百七十六萬四千五百圓を増額し、總額を五百萬圓に修正した次第であります。

次に歳入については以上の増額修正に基づく所要財源總額一千四百八十一萬六千五百圓は繰越金にこれを求めることとし、この額を増額正いたしましたのであります。

しかし尙道政の積極果敢なる遂行を希望せられる委員各位の熱列なる要望は、議案第一號につき次の項目に互る諸施策の豫算化等を實現することの希望條件を附した次第であります。

即ち

- 一、道政緊急なる左の諸經費については速かに豫算化せられたい。
 - (イ) 中小電源開發費
 - (ロ) 旱害對策費
 - (ハ) 凶漁對策費
 - (ニ) 國民健康保險再建事業費
- 二、道立病院及び診療所は事業の本質に鑑み特別會計を設定し收支明確に

すること。

三、道職員定數條例の議決に基く一般會計及び各特別會計の豫算措置については檢討の次期道議會に追加更生豫算を提案せられたい。

以上であります。此の希望條件の内定數條例議決に基く豫算措置に關する部分については、定數條例決定の上はこれに基く豫算措置を同時に行うべき旨の小數意見が保留せられていたのであります。

尙豊羽嶺山復興出資金及び綜合開發促進費中委託費を削減すべしとの修正案の提出がありました。採決の結果不決せられたのであります。更に議案第四號については、道が國に委託した官行伐材検査費に對する交付金の執行に當つては失當ならざるよう萬全を期すると共に検査の實施についても不均衡ならざるよう處置されたいとの希望條件を付し原案の通り可決致しその他の議案は全部原案の通り可決した次第でありまして、詳細は御手許に配付致しました報告書の通りであります。

以上委員會の審議の經過及び結果につきまして御報告申上げた次第であります。何卒本會議におかれましても本委員會決定の通り御可決あらんことをお願い致しまして私の報告を終る次第であります。

▲外地同胞引揚對策特別委員會

○八月四日午後二時十分道議會第一委員會で開會本多(吉)委員より舞鶴における引揚狀況について西村委員より函館における引揚狀況については夫々報告を聴取、居島世話課長及び渡邊援護課長から常駐員の増員、私有鐵道及び私有バスの乗車に對する取扱及び慰問品の配付等について失々説明を聴取、常駐員を増員すること、私有の鐵道バスに乘車する引揚者の所要金は國庫負擔を要望し、これが臨時措置として市町村において立替拂をなし道費で後拂する方法を講ずること、慰問品を配付することを決定して民生部長に要望することとした。引揚第三船團の入港に際し民生委員から二名派遣することを決定し、民生委員長の了解を求めることとした。ついで井川委員長より八月一日の各派交渉會において依頼された恵山丸引揚

者の札幌驛下車に對する前途有効の措置について札幌鐵道局との交渉経過について説明があつて、今回限り列車を指定して歸郷せしめこれに對する聲明書を公表することの了解を求め異議なくそのことに決し、又委員派遣の調査結果につき本會議に報告する内容を諮つて、これを決定、午後四時四十五分閉會した。

▲鮭鱒處分に關する調査特別委員會

○八月二十二日午後四時二十分道議會第二委員室で開會井川委員が假委員長となり正副委員長の互選を行い委員長に高橋(源)委員を副委員長に渡邊(駒)委員を選任高橋委員長から就任挨拶があつて鮭、鱒處分に關する調査方法を協議その結果、これに對する調査資料を當局に提出することを要求することに決して午後四時五十五分閉會した。

○八月二十四日午前十一時五十分道議會第二委員室で開會、當局より提出の調査資料につき水産部長及び孵化場長より説明を求め、特に、北水商事落札の経緯につき價格の點、五つの機關を選んだ理由等を聴取した。次に調査の必要上、北水商事が小賣機關を持つていふと言つた根據、小賣店舗でなくとも賣ることの出來に根據及び特需向の處分内容についての資料提出方を當局に要求、調査の範圍については森川委員發言の自治法による調査委員會の範圍で行く事に異議なく又本委員會は小委員會を持たないことを決して午後一時三十五分閉會した。

○八月二十五日午後零時十分道議會第二委員室で開會、水産部長よりの提出の、鹽藏事業の爲め國貨より購入した親魚數及び道にて捕獲した親魚數北水商事の小賣販賣網、特需向の指示、小賣店舗に限定販賣を要しなかつた根據、加工荷受機關が五つであつた根據等の資料を中心に説明、質疑がなされたが午後零時四十五分本會議のため一旦休憩、午後六時再開、休憩前に引續き代金の回收狀況、北水商事の資産狀況について應答がなされた終つて松平委員より上京委員の歸途漸瀉の處理狀況を調査させては、との發言ありこれを諮つた處「併せて東京の(知事宛に送つたもの、處理)狀

況についても委員會として正式に依頼すべきである」としてこれを諮り、更に今回の委員會の時期についても委員長一任の發言ありこれを諮つて夫々そのことに決し午後七時十分散會した。

▲行政機構調査特別委員會

○八月二日午後一時四十五分道議會第一委員室で開議、現在迄調査したる道行政機構に關する調査報告案について協議、各委員からこれに對する意見の交換あつて報告案文の骨子を承認し、細目は正副委員長に一任することに決定して午後四時四十分散會した。

○八月五日午前十一時三十分道議會第一委員室で開議、第一道行政の特殊事情、第二中央出先機關の吸收、第三道行政機構の改正、第四道行政事務の簡素化、第五人員配置の適正、及び整理の實施等五項目に亘る行政機構に關する現在迄の調査の結果について報告案文を審議し、内容検討の上これを確認、本會議に報告することを決定して午前十一時十分散會した。

委員報告は別記の通りである。(二十六頁参照)

○八月十日より二十五日(十四日休會)に亘り道議會第一委員室で開會、行託議案第七十七號北海道職員定數條例設定の件外二件を審議し二件を原案の通り可決し一件を修正可決して二十五日これまでの審議経過とその結果の概要について委員長より議會にこれが報告をなした。

委員長報告要旨は次の通りである。

行政機構調査特別委員會委員長報告

○私は行政機構調査特別委員會の委員長として先づ第一に過般本委員會に付託に相成りました。議案第七十七號北海道職員定數條例設定の件、議案第七十九號北海道議會の議決事件に關する條例設定の件、及び議案第八〇號北海道議會職員定數條例設定の件につきまして、審査の経過及び結果の概要を御報告申上げたいと存じます。

本委員會は去る十日より昨日迄、實に十五日間の長きに亘り、去る十四日の日曜の外は一日の休みもなく、連日審議を盡したのであります。審

議の過程に甚だ困難なるものがあり意外の、日時を要しましたことは私の議事不馴且不徳の致すところ、洵に申譯なく存じている次第であります。併しながら、廣汎なる道行政、全般に亘る。職員定数の妥當なる策定は、それ自體甚だ難事中の難事でありまして、去る四月十日日本特別委員會、設置の主なる目的も、亦これに備える議會の審議態勢の、確立であつた點に鑑み、委員會はその責任の、重大なるを痛感し、鋭意審議に當つた次第であります。炎者の下、連日に亘り、且つ屢々深更迄、審議の任を盡されました委員各位の、御努力に對しましては、茲に深甚なる敬意を表する次第であります。

しかして、その付託案件の重要性に鑑み、委員會の密査態勢も、洵に慎重を極め、先づ理事者側、提案の根據等につき、連日刻明にその、説明を聴取したのでありまして、提出された、資料を以つてしては、事務の實態と、これに必要な職員数との、關連に明確を欠くものがあり、審議上、甚だ難涉致したのであります。過去四箇月に亘る委員、各位の御調査はこれが打開に大いに、寄與するものがあり、一面關係部課長の説明を、聴取する等の方法により、一應これが、審議態勢を整うるに、至つたのであります。

而して本案の性質上、その具體的定数の適否の論議は、諸般の情勢を勘案し、一應の根據を得るまで、秘密會においてこれを、審査することが、適當とせられ、去る十七日より、連日熱心なる検討が行われた次第であります。

以上の経過を、もちまして一應の成案を得るに至りましたので、秘密會を取止め、二十一日以降公開して、これを再び熟議検討致しました結果、御手許に配行致しました。報告書の通り議案第七七號北海道職員定數條例設定の件は、希望條件を付し修正可決とし、他の議案第七九號及第八十號は、原案可決と相成つた次第であります。

抑々今次、定數條例は、既に御承知の如く、地方自治法、施行規程第九條の廢止が、八月一日より實施せられ、これに伴い、地方自治法第九十七

十二條第三項の規定により、道の職員の定数を定めんとするものであり、地方自治法、施行以來本議會において、屢々要望せられた道職員定数を自主的に定め道行政の、圓滑にして合理的能率的運営に、資せんとするものであることは、申上ゆるまでもないところであります。特に、去る第五國會において、決定せられた國の行政整理方針に基く、行政機關、職員定員法に準じ政府の行政整理方針の、勸奨もあり、更に本道行政の著しい特異性たる開發職員の行政整理をも勘案し、本道綜合行政の圓滑なる運営を如何にして、確保するかの點において、本案の決定は洵に重大なる意義を有するものであります。

本議會も茲にこの點に重大關心を示し、定數條例及び地方自治法改正に伴い、附設置條例の改正を見んとするの、情勢に對應し去る四月十日、本特別委員會を設置せられたのでありまして、爾來本委員會は道政全般に亘る、調査に、異常の努力を拂い、その経過については、去る八月五日一應結論に達したる諸點につき、本議會に報告書を提出致した次第でありまして右報告書申行政整理に關しましては、本道の特殊事情に適合し、道財政の實態に即應せる、簡素強力なる行政機構の下に事務の簡素化を圖り、事務量に適應せる人員配置を行うべきであると、せられていたのであります。が、理事者は本案提出に當り、現在の行政機構に何等の改善を加えず、行政事務の簡素化に對しても、特段の考慮を拂うことなく、現在の事務量において、本定數が最小限度必要なる人員であると説明しているのであります。この點については本委員會の見解と相違しているのであります。

併しながら理事者にその考慮がなく、一面近く地方自治法の改正を見んとする現段階においては、現機構において、その定數が妥當なりや否やにつき、検討を加えるの止むなきに至り、本委員會としては、餘儀なく現機構における定數を審議することに方針を定め、秘密會において委員會として一應の成案を得ることを申合せの上、委員各位の温蓄を傾けた、熱心なる論議検討が行われたのであります。即ちその過程において、理事者側から提出された人員配置計畫の資料その他委員會調査資料等による検討は

勿論、必要に応じて部課長等の出席説明を求め、事務及び事業の實態と人員配置の状況等につき、厳密なる検討を加えたのでありまして、事務及び事業量を勘案しつゝ、その適正を圖るべしと、指摘せられた主なる事項は、次の如きものがあります。

即ち第一に土木及建築部面については事業量の實態に鑑み、相當増員配置が必要であること。

第二に水産物検査事業については相當増員が必要であること。

第三に衛生關係職員に、欠員甚だ多き實情から、速にこれが補充を圖りその充實を期すべきであつて、相當充實の上は、定數についても考慮すべきであること。

第四に地方競馬事業の實態に鑑み、可及的人員の節約を圖り、事業の運営につき検討善處すべきこと。

第五に林産物検査費、模範林費、公有林費特別會計、所屬職員を一般職員に流用することは、特別會計設定の本旨に反し、妥當ならざるものがあるので、成るべく速にこれを改めること。

第六に現機構においても統制事務の廢止その他事務量の減少を見たるもの尠からず更に事務の簡素化、能率化を圖ることにより人員の節減をなし得る餘地も相當あり、一方人事の刷新、素質の向上を圖るの要も認められるを以つて、此の點嚴密に検討を加え速かに適當なる措置を講ずべきこと。

第七に以上の各項を考慮斟酌し部課各層の適正なる人員配置を行うとともに、必要に應じ適正なる配置轉換をなすべきこと。

以上は知事の事務部局の職員の定數に對する要望の主なるものでありまして、その結果條例第二條第一號の知事の事務部局の職員中、吏員において二十七人、その他の職員において、二百十八人計二百四十五人を、原案より減員することが適當であること。

更に教育委員會の、事務部局の職員についても、種々論議せられたのでありまして、就中地方事務局等に公立小中學校教員を、専門職員として、配置し、その本來の事務以外に使用していることは、公立小中學校教員の

定員問題の重大なる現狀において、適當でないので、速かにこれら専門職員は、本來の教壇に返し、今後教育委員會事務部局においては、制度本來の専門職員以外は、絶対にこれを使用しないことを條件として、條例第二條第四號教育委員會の事務部局の職員中、吏員相當職員において、四十四名、その他の職員において三十二名、計七十六名を増加し、尙その中、地方事務局に指導主事を置き、小中學校教育の振興に格段の努力を、拂われんことを要望することとし、又教職員定員、定額制中、定數の點につきましては、義務教育費、國庫負擔法、施行令第三條の規定に鑑み、本條例に規定すべきでないとの疑義も生じましたが、検討の結果、これを定むべきであるとの結論に達し、その内容において、定員が、本道教育の實情に添わないものがある點は、今後強力に中央と折衝し、所要定員の確保に努力せられ、以つて中學校の事務職員中、教員と兼務せしめる、用途の下に増員した、四百四十四人は、速に教員の定數に組替へることが適當であること。

以上知事の事務部局の職員及び教育委員會の事務部局の職員につき、原案修正の委員會案を作成したのであります。

前してその後更にこの案を中心に審議を進めましたところ、原案を可とする意見と原案に更に相當數増加すべしとの意見及び曩に申述べました修正案を可とする意見とが相對立し、容易に妥結點を見出すこと困難となりましたので更に小委員會を設け慎重協議を遂げたのでありまして、此の間増員案は撤回せられ原案支持と修正案の二案となつたのでありますが、遂に兩者の意見一致に至らず再び本委員會において、審議を續行すること、致したのであります。

この間前述二案を巡り熟烈なる論議が交されたのでありまして、採決直前に至り知事から修正案に對する理由を明示せられたとの申入がありましたが委員會は之を許さず採決と相成つた次第であります。

その結果御手許に配付の報告書の通り希望條件を附し修正可決せられたのでありまして、此の點については原案賛成の少數意見が留保せられてい

るのであります。

次に本委員会、本来の使命であります。道行政の特殊事情、中央出先機關の廢止吸收、行政機構及び事務の簡素化等、行政各般に亘る調査については、去る八月五日の報告書の通り、行政機構の改正、及び事務の簡素化に對する結論を前述の通り希望條件として理事者にその尊重と、速かなる實施を要望することを決した次第もあり本委員会設置の目的も達せられませんでしたので本議會の會期を以つて終了することを本會議に要望することに決した次第であります。此の點につき尙委員会存続の必要ありとの少數意見もあつたのであります。

以上が本議會における付託議案の審査の經過及び結果の概要であります。が何卒本議會におかれましても委員会決定の通り御可決あらんことを希望致しまして私の報告を終ります。

(註) 議案第七十七號北海道職員定數條例設定件に對する希望條件

一、本道の特殊事情に適合し、道財政の實態に即應させる簡素強力なる行政機構の下に、行政事務の簡素化を圖り、事務量に適應せる人員配置を行ひ以て合理的にして能率的なる行政運営を圖るため行政機構調査特別委員会報告(昭和二十四年八月五日附)中「第三、道行政機構の改正」及び「第四、行政事務の簡素化」において指摘せる諸施策を將重し、速にこれが實現を圖り以て事務量に適應する道職員定數を算定し本條例の改正案を提出せられたい。

二、林産物検査費、模範林費及び公有林費特別會計所屬職員を一般職員に流用することは妥當ならざるを以つて漸次これを改められたい。

三、教育委員會事務部局に小中學校教員を専門職員として配置しその本来の事務以外に使用していることは妥當ならざるを以つて嚴にこれを取止められたい。

四、公立小中學校教員の定數は本道の特殊事情に鑑み速に全國平均の定數に達し得るよう努力するとともに定員獲得の上は公立中學校の事務職員中教員と兼務せしめる者はこれを教員の定數中に組替せられたい。

(別記)

行政機構調査特別委員会報告(昭和二十四、八、五本會議報告)

第一 道行政の特殊事情

本道は我が國北端に位置してその面積七八、四七平方千米の廣大なる地域を擁し、東北六縣に新潟縣を加えたる面積に略々等しく、一方人口は四百二萬に過ぎずその人口密度は一平方千米一人であつて、本州中人口密度の少い東北六縣に比較しても尙四〇%と云う著しく疎散なる状況である。

而して開道以來未だ八十年の短期間を経たに過ぎないため開發の余地は尙甚だ多く、殊に海陸、地下に擁藏する豊富なる資源はその開發活用を見るならば終戦後國土の狭少に伴ひ資源的に甚だ乏しく且在外同胞の引揚歸還等によつて著しく人口増大し且戦争の慘禍による經濟的痛手の深い我が國の現況において本道は祖國復興、經濟再建上重大なる役割を果すべき使命を荷負つていと謂はねばならない。

併しながら本道は氣候寒冷にして積雪量多く、中央より遠隔の距離にあり而かも地域廣大なるに比較して交通は未發達であり且つ開拓途上にあつて、産業の相當部分が尙原始産業の域を脱しない等の事情は、開發の進展に伴ひ漸次改善されつつあるとは云いながら、尙本道の産業經濟文化等各般にわたつて府縣にその例を見ない種々なる特殊事情を露呈し、隨つて又本道行政面においても府縣と相當懸隔のある特殊事情を構成している。

即ち第一に、本道行政は府縣のような自治行政の外に國土開發の見地に立脚せる本道開發のための國費による所謂開發行政が重大なる地位を占め昭和二十四年度開發豫算は約四十八億五千萬圓の龐大なる額に達し今後とも本道開發の促進のためには愈々その事業分量を増加せしめるの要緊なるものがある。

第二に、本道の地域廣大にして、交通不便なる現狀において、中間機關

たる支廳の役割は、府縣における地方事務所の比ではなく、道民の便宜を圖り一層充實するの必要がある反面、この廣大なる地域に本廳が直接行政を行うことは甚だ困難なる事情にある。

第三に、半歳の長きに亘る積雪寒冷地たる氣象上の悪條件は、土木工事その他の種事業の施行に重大なる制約を加え、五月より十月迄の短期間に年間の殆んどの事業を遂行するを要するが如き行政事務の能率的運営を妨げている事情がある。

第四に、中央との距離遠隔なため且又開拓費等の關連上中央との連絡折衝に莫大なる時日費用を必要とする。

第五は、産業は、今尙開拓の途上にあつて、原始的産業、原料供給の域を脱せず、従つて道民の經濟力も比較的薄弱であつて、これが助長育成のための行政が必要である。

第六に、面積六六、八人口疎散なるため道路、橋梁等の延長や學校施設の數は人口に比し大なるものがあるためこれが維持管理行政並びに事業の分量が比較的多く、且今後農林水産業の開発を助長行政に俟たねばならない部分が多かつてこれに伴う行政事務の分量は府縣に比較し大である。

第七に、電力、地下資源等豊富であるが未開發のものも多く、他の産業との關連について綜合開發を必要とし、一般行政事務との關係において道の事務の量の増大を招來する。

第八に、尨大なる面積を有する道有林の經營、林産物、水産物の検査事業はその規模著しく大であり、府縣にその比を見ないものがある。

之を要するに本道の氣候、風土、地勢、面積等の自然條件は開發途上にある關係もあつて、本道行政に幾多困難なる特殊事情を示現し、府縣に比し特異なる行政運営を必要とするものが相當に多く認められる。

第二、中央出先機關の吸收

戰時戦後を通じ特に道府縣知事公選の實施による完全自治體移行後における中央各省の出先機關は著しく濫設せられ、地方財政の窮迫とともに

地方自治體特に道府縣の自主性、自治權の弱體化は覆うべくもない事實である。そもそも民主政治の要諦は、民意に即したる政治であるべきであり地方住民に重大なる關連を有するこれら中央出先機關の事務が民意を反映しない官僚の一方的な恣意的行政に終始することは地方住民の納得し得ないところであるとともに、地方分權を根本理念とし地方自治の本旨に基いて組織されたる地方公共團體の自治權に重大なる侵害を加ふるものであつて、地方の綜合行政に甚しい障害となつてゐる現狀であるからこれら中央出先機關を大幅に道府縣に統合委譲すべしとの輿論は熾烈なものである。然るに當初傳えられたる中央出先機關の廢止道府縣への吸收統合は、官僚經營の強硬なる反對によつて、その後殆んど影をひそめ、道行政機構上重大なる改革の素因となるべく豫想せられたこれが吸收に何等の實行を見るに至らないと言う結果となつたことは甚だ遺憾に堪えないものがある。今後とも中央出先機關の廢止、道府縣への吸收は不斷の努力と輿論の喚起を必要とすることを痛感する。特に道行政上と密接な關連を有する左の出先機關は速かにこれを道に吸收し綜合開發の進展を圖るとともに綜合行政を實現しもつて道民の福祉と生活の安全に寄與せしめるの方途を講ずべきである。

- 1 道路運送監理事務所 全面的吸收
- 2 食糧事務所 同
- 3 資材調整事務所 同
- 4 作物報告事務所 同
- 5 通商産業局出張所 同
- 6 通商産業局 電力、及び商工部關係を吸收
- 7 労働基準局 全面的吸收
- 8 労働基準監督署 全面的に吸收し公共職業安定所及び勞政事務所の所謂労働三官公廳を統合し労働行政の一元化を圖ること。
- 9 地方物價事務局 全面的吸收
- 10 文部省教育施設局出張所 同

- 2 引揚者住宅及び開拓入殖者住宅の技術的統一の面より授護課及び入殖課は營繕課に合議すべきである。
- 3 教育委員会においては主管する天然記念物保存管理の内動物植物に關するものは林務部に移管すべきである。
- 4 觀光事務は土木事業が基本施設であるからこれが完成するまでは建設部計畫課に主管せしむべきである。但し立地の關係上林務部と合議せしめ、尙觀光宣傳は商務課をして取扱はしめることが適當である。
- 5 庶務的事務について各課において總務又は庶務係を設けているが事務の複雑多岐に涉らない場合は各部の主務課において、一括處理することが適當である。

三、地方機構の改正

(一) 支 廳

行政事務の簡易化、行政能率の向上、地方振興の強力なる推進を圖り、財政需要の合理的節約を期するため本廳の直接行政は可及的にこれを避けてその権限を支廳に對し大幅に委譲し道行政の支廳管内實施機關たるの責を備えしめ、地方住民の便益を増進するの要が緊切である。

- 1 市における生産、供出割當、道税の徴收、開拓等の事務は現に支廳においてこれを行つてゐる實情から市と町村との經濟的文化的關連性を有する主要なる事務についても更に市に對する知事の権限を大幅に支廳長に委任代行することが適當である。
- 2 豫算編成に當つては支廳長に對し所管行政に關する豫算要求の措置を講ぜしめることが適當である。
- 3 支廳に對し本廳事務を委譲した分量に應じ本廳人員等を配置轉換することが必要である。但し配置轉換に當つては公舎、廳舎等

の實情を勘案して行ふべきである。

- 4 支廳長の権限下にある林産物検査事業は業務の本質に鑑み、行政との混合を避け支廳より分離獨立せしめることが適當である。
- 5 支廳の課制は總務、稅務、産業、拓殖の四課とし、林政課は林産物検査の獨立に伴いこれを廢止して産業課に編入し、拓殖課の勞農指導は産業課に移すべきである。但し支廳の實情に應じ別に産業經濟に關する一課を設けることができることとし劃一的分課の弊を避けることが適當である。

6 支廳機構の改正については現在の十四支廳が適切なりや否やについても論議検討せられ、支廳長管轄區域については地理的條件の外、産業經濟運輸交通面積人口等の諸條件を勘案し、

- (1) 釧路支廳長管轄區域と根室支廳長管轄區域とを合併し支廳を釧路市に統合することについては適當と認めるも

(2) 日高支廳管轄區域と膽振支廳管轄區域及び渡島支廳管轄區域と檜山支廳管轄區域との合併並びに支廳所在地については、活潑なる意見の交換が行われ未だ結論を得るに至つていない。

(二) 土木現業所

概ね現行通りとし、支廳管内の綜合行政を保持する見地から土木事業の企畫調査及び豫算の要求に當つては土木現業所長は支廳長に協議することとする必要を認める。

(三) 水産物検査所

検査業務本來の使命達成上現行通り獨立せしめ、その人員を強化し科學的検査を實施し民間の要望に副う如く検査業務の萬全を期するの要を認める。

(四) 林 務 署

道有林經營の本質に鑑み、現行通り獨立存置し、その運営にあつては公有林、模範林設定の本旨を害しない限度において合理的にして能率的なる事務の簡素化を圖るとともに嚴密なる會計區分を行ひ得

る方途を講じ企業體たるの性格上獨立採算性の明瞭化のため複式簿記を用いる等事業管理に萬全を期し且つ民有林指導の面にも活用するの具體の方途を樹てるの要を認める。

(四) 拓殖實習場

五カ場を十勝及び釧路の二カ場に整理統合し、その本來の使命に鑑み、基本施設は道費支辨とし、農業經營は自賄を目的として改善を圖るの要を認める。

(五) 保健所試験場その他現業機關

保健所農業試験場支場、分場、水産試験場支場、水産孵化場支場、職業指導所等の現業機關については支廳管理の綜合行政に關連する重要事項に關しては支廳長を中心とした。各出先機關相互の連絡を緊密化するとともに行政面に事業を活用するの方途を講ずるの要を認める。

第四、行政事務の簡素化

一、經濟統制及び進駐軍關係業務等事務の簡素化をなさんとするも現段階において道限りでこれを行ない得ない事務を除き一般行政事務については、極力これを簡素化し行政の能率的執行を圖るべきであつて、これがため本廳事務については徹底的調査を行いその性質上支廳その他出先各省をして行わしめるを適當とするものは全面的にこれを委譲し、以つて第一線行政を強化し得る如く措置すべきである。

支廳よりの要望せられ未だ委譲の實現しない別記事務については再検討すべきである。

二、本廳事務の執行に當り各種委員會を濫設し行政責任の不明確化と能率の低下を來しているものも認められるのでこれについては嚴密なる再検討を加へ有名無實なるものは此の際廢止する等の措置が必要である。

三、本廳機構の老大化に伴い横の連絡に遺憾の點多く且末端機構の未整備はその能力以上の事務を負擔するの結果となり行政運営の機動性を

欠く嫌いがある。例えば本廳よりの調査照會又は本廳の招集の合議等は無統制に行われ屢々重複せるものも見受けられるので同一部門内の統制は勿論各部横の連絡を緊密にし事務の簡素化を期すべきである。これがため道廳公報の迅速なる活用につき再検討を加える必要がある。

四、統制事務についても可及的に簡素化し現地機關を活用するの方途を講ずる必要がある。

第五、人員配置の適正及び整理の實施

曩に政府は經濟九原則下收支豫算の均衡を圖り、國力に相應する適正規模の行政機構を以つて、經濟復興のために必要な事務を重點的に且強力に遂行せんとするの方針を樹て、地方公共團體に對してもこの方針に基く人員整理を勸奨している。即ち都道府縣に對しては一般職員三割、現業職員二割の整理を原則として示している。

而して道行政の實態を調査するに政府の示す方針の如き全國劃一的なる人員整理は不適當であつて寧ろ本道の特殊事情に適合し、道財政の實態に即應して簡素化せられたる行政機構の下に行政事務の簡素化を圖り以つて事務量に適應せる人員配置を行い合理的にして能率的なる行政運営を圖ることが現下の事態において最も必要であると認める依つて人員整理は本道の實情に適合する如く自主的にこれを行うことが適當であるが國庫補助及び負擔職員配置未決定調査資料の不確實等により具體的な人員については未だ結論に到達しない。

併しながら本廳各省に於ける人員配置の實態は必ずしも事務量に適應せるものとは謂い難いものが相當ありこれが事例を挙げ改正に對す意向を示せば次の通りである。

1 廳内の共通事務に對し人員の流用をしているが、事務量に基く定員の配置を適正にしこれを止めることが適當である。

但し補助及び負擔職員並びに特別會計職員をその業務に基く共通事務につき流用することは止むを得ない。

2 林産物検査費特別會計所屬職員を一般職員に相務多數流用しているが特別會計自賄の主旨に反し適當ではない。

3 模範林費及び公有林特別會計所屬職員を一般職に相當多數流用している外林政課は林務署に配置する用途の下に豫備定員五十名を留置しているが特別會計設置の趣旨に反し適當でない。事業執行上最少限度必要の職員に止めこれによつて餘剰となる財源は一般會計繰入又は市町村交付金に充當すべきである。

權 限 委 讓 支 廳 長 意 見

4 港灣統計實施に要する職員、簡易船入調査の技術職員市街地建築物法に關する職員等必要な職員は配置すべきである。

5 營繕建築技術職員は事業量を勘案し三十名程度増員すべきである。

6 建築監視吏員の定員は支廳に配置せず駐在としているが現實に必要な斯る定員は支廳に配置すべきである。

7 水産物検査事業の實態に鑑み相當増員の上資質向上を圖るべきである。

件 名	關 係 法 令	支 廳 名	主 管 課	摘 要
一 町村債の許可	自治法 二五〇	後志、空知、網走、膽振	地方課	一部代行
二 町村條例の設立改廢についての報告受理	同 二五二	空知、網走、膽振、十勝	同	
三 承繼の區分を定めること困難である時事務の分界を定め又は承繼すべき普通地方公共團體を指定すること	同 施行令 五	膽振	同	
四 地方公共團體の名稱變更許可	自治法 一二二	日高	同	
五 町村保護費概算の支出について	昭二一、一〇、一二 民厚 九五九	檜山	同	
六 民生委員の定数の決定	民生委員法 四	檜山、後志、空知	同	
七 保護を受ける者に特別の理由があつて基準額により難い場合の別表による額の認可	昭二二、三、二二 亥社 一八九	檜山、空知、日高、十勝	同	
八 令達豫算(追費)の目及び節の流用		後志	道費歳出課	
九 常務委員副常務委員の委解屬	民生委員法 九	後志、檜山、空知	社 會 課	
一〇 民生委員會の書記顧問の任免解屬	昭二一、一〇、二〇 廳令 九六	後志、空知、日高	同	
一一 生活保護法による保護施設の設置許可	生活保護法 七	空知、日高、	同	
一二 保護費の地方費負擔となるべき者の保護の開始廢止停止變更報告受理	生活保護法規則 七	空知、十勝	同	
一三 地方費負擔となるべき者の継続支辨金の支拂	同 八	同	同	
一四 生活保護法による保護施設計畫の受理	同 十	空知	同	

一五	生活保護法による保護費の精算書の受理	同	十一	同	同
一六	保護施設の事務費に對する補助支拂	同	十二	同	同
一七	農業倉庫業務規程中保管料の認可	農業倉庫業法十三		日高	農務課
一八	小麦粉澱粉製造設備開始許可	食糧管理法施行規則二十三の二		空知、十勝、釧路國	食糧課
一九	小麦粉製造設備澱粉製造又は製麵設備新設擴張又は改良許可	同 二十三の三		同	同
二〇	精米、蕎麥以外の主要食糧等加工設備の新設擴張改良及び加工業の許可	同二十三の二三		網走、十勝、釧路國	同
二一	各期別漁業用纖維製品の漁業會別割合	食糧等加工取組規則三		檜山	水産課
二二	各期別産業用(漁業)特配酒の漁業會別割合			同	同
二三	指定陸揚地以外よりの鮮魚介搬出證明			同	同
二四	水産動植物特別採用許可	魚鮮介配給規則 九		同	同
二五	種牡牛検査	北海道漁業取締規則 五十九		後志、釧路國	同
二六	家畜商組合規約變更許可	種牡牛検査法施行規則 二		後志	畜産課
二七	家畜市場開始許可	昭令二、三、二二		同	同
二八	家畜商取締	昭令四二、二八		同	同
二九	去勢猶豫證交付	昭和一六、一號		後志	同
三〇	ストーブ煙筒の町別別割合	昭和一六、九		同	同
三一	石炭購入者割當證明書發行	昭四、六		同	同
三二	衣料品小賣業者の登録	農林省令 二十九		同	同
三三	衣料品の販賣地域制限	緩厨房用石炭取扱要領 三		渡島	商務課
三四	小賣業者に對する配給割當文書	衣料品配給規則 三		同	同
三五	衣料品配給許可總量並に配給許可數量に關すること	同 三の七		同	同
三六	行政廳に關すること	同 五		同	同
三七	割當廳並に小賣業者に對する割當廳に關すること	同 十三		同	同
三八	割當廳に關すること	同十四の一、二、同十六の二、二十一、二十二		同	同
		同十五の三、四		同	同

六三	普通河川における輕易なる流水引用についての許可	同	十勝	同	土地改良課
六四	國民排水溝工事	昭二一、四 廳令 二三	空知	企畫課	企畫課
六五	緊急開拓事業の代行	昭二一、一一 戊企 六四四	檜山	同	同
六六	市制施行地内國有林未開地十町歩以内の處分許可	北海道國有未開地處分法施行細則二	網走	同	同
六七	市制施行地における公共の用に供する國有水面の產物及其の誤盜材の處分並びに十坪以内の土地を五年以内の期間使用許可(河川、湖沼及び道路敷地を除く)	同 六八八 廳令 一一二	同	同	同
六八	北海道國有未開地處分法の賣貸處分及び地上產物處分	同	十勝	企畫課	企畫課
六九	北海道戦後開拓入地許可	昭二〇、一〇、西開 八二	檜山、留萌、釧路國	同	同
七〇	國有開墾事業計畫許可	國營開墾事務取扱細則 三	檜山	開墾課	開墾課

常任委員会

▲總務委員會

○八月九、十一、十七日の三日間道議會參事委員會室で開會付託議案第三號財產處分に關する件外十三件及び報告一件並に請願第十號北海道大學法文學部の充實促進に關する件外十九件を審議し議案については十三件を原案の通り可決し一件を修正可決報告一件はこれを承認可決し請願については採擇七件不採擇七件保留五件をそれ／＼決定して午後二時三十五分閉會した

▲經濟委員會

○八月一日午後一時道議會第一委員室で開會、溫床紙不良對策小委員會を代表して後藤委員より結果、報告あり、損害賠償については認めず他の事項については採擇の旨を諮り滿場異議なく小委員會の決定通り可決、次で國營牧野廢止に關する請願第一號、第二號を採擇、後藤委員より標津、厚岸、美幌の國營牧野視察報告あり、次で畜産課より提出の牧野利用についての收支に關して討議次回迄に管財局の建物賣拂價格又貸付料について具體的折衝を爲しその報告によつて研究する事として午後三時四十分散會

○八月五日午前十時第三委員室で開會、酪農再建に關する件について審議、三澤委員より生産單位のブロック制によつて企業の合理化を計りコストを引下ぐるに依つてのみ本問題は解決するとの意見の開陳がありて十一時散會

○八月八日午前十時十分第二委員室で開議、佐伯競馬課長より競馬實施の狀況報告、國營競馬と地方競馬との馬匹交流問題、流行性腦炎による移動禁止の緩和等について説明、大鹽農務課長より温床に對する助成金について報告、東酪農組合代表より陳情理由の開陳あり十二時散會

○八月九日午前十時十五分第二委員室で開會、佐伯競馬課長より挽馬競技

について競馬法施行細則の一部變更によりて帶廣、旭川兩市に挽馬競争の實施について諮つた、次で氣象觀測所存置について建議案を提出を諮り可決、酪農協同會社に對する集排指令案について後藤、三澤、荒委員間に意見の交換あり次回に再審議する事とした、畜産課長より牧野利用が林業、農地に比して經濟的有利なる點を説明し、次回に開拓部の意見を聴取する事として散會

○八月十日午前十時二十分公正クラブ控室にて開議、開拓部課員より既存農家に營農上支障を生ずるが如き牧野は農家に打撃を與える様な入植は行わない方針でありモデル牧野として發展せしめたい旨を述べ國營牧野は今後道營とする事を採擇協同組合が實際的に之を運用する様指導する事に決定した。蒔田委員長は早害對策についての意見の陳述大鹽農務課長より一應現地視察希望の申出あつた。次で議會より附託せられた議案第五十一號六十一號、七十二號、四十六號について審議可決して十二時十分散會

○八月十一日午前十一時第三委員室で開議、甜菜糖業振興について耕作者四萬名の代表者數名より酪農分割指令については農協指導連鈴木農政課長より陳情を聴取し午後十二時一旦休憩、午後二時再會、蒔田委員長より酪農會社の指令案を検討し協同組合組織によつて行う點には異議がないので建議案の提出を諮りこれを可決し午後三時五十分散會

○八月十七日午後二時三十分第二委員室で開議、甜菜糖業振興、酪農振興に關する二つの建議案文について諮つた甜菜糖業振興に關しては地域的に分割せずの字句を削除して可決、早害視察について東出、蒔田委員より報告あり之が對策について協議し午後三時三十分散會した

○八月二十日午後三時三十分第二委員室で開會、炭酸カルシウムについて石灰の生産量と消費狀況の調査を農務課に求め、早害對策の調査方針について審議、早場米獎勵金交付時期と金額の變更について委員會の意嚮を農林大臣及上京中の後藤委員宛に打電する件を諮つて三時二十分散會

▲商工委員會

○八月二日午前十一時五分道議會第三委員室で開會、豊平町長及同町議會議長から、豊平町に道營競輪場の設置について陳情を聴取し、このことについて質疑應答があり、ついで若林配炭公園職員から、石炭問題についての陳情を聴取して休憩、午後二時二十分再開商工部長より、第三回定例会に提案した追加豫算について、説明を聴取このことについて質疑應答があり、札幌市原田助役より美香保公園に道營競輪場の設置について、讚良工務課長より敷地選定の経過について、それ〴〵説明を聴取しその結果、兩敷地の具體的事項について比較検討し得る資料の提出を求め、八月五日に更らに協議することに決定して午後三時二十分散會した。

○八月五日午前十時一分道議會第二委員室で開議、委員長から中央における競輪審議會において、全國の枠二十二箇所が決定しその實施が確定したので、道においては交渉の結果第二・四半期に實施することに決定した旨の報告があり、豊平町長から競輪場を豊平町に設置方について陳情があり、讚良工務課長から競輪場設置に對する立地條件、土地の條件及び工事費、交通狀況、輸送能力等について説明、これに對する質疑應答あつて、これが設置場所につき無記名投票の結果、豊平町を適當とすることに決定して、午前十一時四十分散會した。

○八月八日午後一時四十五分道議會第二委員室で開議、旭川市における明年度の博覽會開催につき、急速にこれが宣傳をなす關係上、道と共催で實施することにつき協議、商務課長より旭川市における博覽會實施の概要について説明し、これに對する質疑應答あつてこのことについては、なお研究することに決し、ついで本會議において田中(巖)議員より質問のあつた。麥、馬鈴薯の報償物資に關連する衣料品登錄の放送問題については、よく検討を加えることを決定して午後二時二十分散會した。

○八月九日午後零時十分道議會第二委員室で開議、商務課長より麥、馬鈴薯の供出に伴う報償物資の取扱について説明し、これに對する質疑應答がありその結果、今後の取扱に對し深く検討することに決定、ついで北海道證券協會岩崎理事長から、證券取引所の設置についての陳情を聴取して午

後一時四十五分散會した。

○八月十日午前十時五十分道議會第三委員室で開議、日發支社次長から電氣事業再編成による、全國七ブロック北海道分斷に對する反對についての陳情を聴取して、付託議案の審議に入り、議案第二十九號北海道營自轉車競技條例設定の件外五件を審議、その結果三件を原案の通り可決し二件を保留とした、なお保留の内の議案第八十八號札幌競輪場設置の件については、小委員會を設け検討することに決し、委員に窪田、高橋(辰)、横山、高橋(源)、本多(吉)の五委員が指名された、又電氣事業分斷反對の陳情については、當局からこれに對する精密なる資料の提出を求め、更らに炭礦勞組より公團廢止と中小炭礦に對する措置についての陳情については、石炭課長の歸廳を俟つて、それ〴〵検討することに決して午後零時五十分散會した。

○八月十二日十三日の兩日道議會副議長室で小委員會を開會、主査に高橋(源)委員を五選し、道營競輪場の設置をめぐる、札幌市と豊平町との競争問題の圓滿妥結の方法を協議、その結果兩自治體の主腦者の意見を聴取した上で、その方途を講ずることに意見が一致し、兩自治體の主腦者の出席を別箇に求めて意見を徴し、種々協議したが結局調停解決することができず午後二時三十分散會した。

○八月十六日午後二時十五分道議會第三委員室で開議、配電會社々長から電氣事業分斷に對する意見を聴取、石炭課長から近く石炭配給公園の廢止に伴う中小礦業に對する中央の施策及び石炭特別價格につき、中央關係當局と折衝經過の報告があり、ついで小委員會高橋(源)主査から、小委員會の審議經過について報告があり、付託議案第七十三號北海道工業試驗場條例設定の件を原案の通り可決し、工務課長から競輪場設置箇所選定につき早急決定方の希望あり、商工部長より證券取引所設置に對する助成方について説明を聴取し午後四時五十分散會した。

○八月十七日午後二時三十分道議會第三委員室で開議、小樽市助役ら小樽市に證券取引所を設置することに對して陳情を聴取、請願商工第五號天賣

電化促進の件外一件を審査し、何れも保留に決定ついで前議會において小水力發電施設に對する補助五割を決定したが、操作上支障ある旨當局から要望があつたので、委員會として議會に對し補助率五割以内と云うことに議決を要望することに決して午後四時十分散會した。

○八月十八日午前十時五十分道議會第三委員會で開議、明年開催豫定の旭川市における博覽會を、道と市との共催によつて實施し共催名義を用いることについては、委員會はこれを承認することに決し、ついで請願商工第一號水力發電開發促進に關する件外六件を審査し、三件採擧、四件保留に決定して午後零時三分散會した。

○八月二十日午前十時四十分道議會第三委員會で開議、議案第八十八號札幌競輪場設置の件を議題に供し、無記名投票の結果豊平町を可とするもの多數につき、本案は修正可決となり午後四時三十分散會した。

委員長報告はつぎの通りである。
私は商工常任委員會に付託になりました議案の審議の經過及びその結果について報告申し上げます。

先ず當委員會に付託されました案件は議案第二十九號北海道營自轉車競技條例設定の件外五件でありましてその内議案第二十九號第三十三號乃至第三十五號は自轉車競技法に依り道營自轉車競技場を設置するために必要な案件でありましてその目的は本競技施行に依り輕輸事業の振興並に庶民住宅の緩和のための資金を得んとするものであり本道における自轉車事業の現状よりするも將又引揚者等により急速度の人口増加の狀況よりするも眞に時宜を得たるものと思考するものであります。

而して議案第二十九號北海道營自轉車競技條例設定の件は自動車競技法により道營自轉車競争實施のために設けるものであり議案第三十三號工事請負契約の締結について議決を得るの件は議會の議決又は住民の一紙投票に付すべき財産營造物又は議會に付すべき契約に關する條例第三條第一項第一號の規定により議決を得ようとするものであり議案第三十四號一時借入金の件は自轉車競技費特別會計支拂資金に充當のため一時借入をなすも

のであり議案第三十五號資金前渡に關する件は自轉車競技開催時における經費車券割戻等現地において即時支拂を要する費用にしてこれが運營上前渡金を受領して支拂に充當せんとするものにして事業の性格よりして止むを得ざるものと認められた次第であります。更に又議案第七十三號北海道工業試験場條例設定の件は地方自治法第二百十三條第一項の規定によつてこれが條例を設定せんとするものであつて各案件を慎重審議を致しました結果何れもその内容を適當と認め原案の通り可決致した次第であります。

つぎに議案第八十八號札幌競輪場設置の件でありますが本件については本會議において屢々論議せられた札幌市美香保公園及び豊平町月寒練兵場跡と何れが適地なりやにつき委員會と致しましてはこれが審議に當り極力慎重なる態度を持つてこれに當つたのでありましてこれが審議の基礎資料としてお手許に配付申上げましたような精細な資料を理事者に再度の提出を求めた次第であります。これによつて札幌市と豊平町の兩候補地の交通狀況即ち距離及び交通費等觀客吸收上必要な條件を比較對照し以つてその有利なる條件の地を適地と定むべく努力いたしたのであります。

先づ距離について見ますれば札幌市美香保公園候補地まで札幌驛前よりは三杆二二〇米又三越前よりは四杆七〇米であり一方豊平町月寒練兵場候補地まで札幌驛前よりは六杆二七〇米又三越前よりは五杆四二〇米でありましてその差は札幌驛前よりの場合は三杆五〇米又三越前よりの場合は一杆三五〇米でありまして何れも距離的に見ますれば札幌市美香保公園候補地の方が短縮せられるのであります。つぎに交通費について見ますれば札幌市美香保公園候補地まで札幌驛前から電車を利用した場合北十八條終點まで電車賃七圓、大通西二丁目からバスを利用した場合北二十一條東一丁目終點までバス賃十圓であります。一方豊平町月寒練兵場候補地まで札幌驛から豊平驛まで電車を利用し更に豊平驛から月寒までバスを利用した場合兩運賃を合し十七圓五番館前からバスを利用した場合月寒まで十五圓でありまして交通費においても美香保公園候補地までの料金が幾分安いと言ふことになるのであります。

兩候補地について比較對照すると以上の様な差異があるのでありますし、かしながら委員會においては原案を支持するもの豊平町にこれを置くべしとの意見が對立して遂にその一致點を見出し難く従つてこれが設置をめぐつて徒らに競争を続けることは延いては兩自治體相互の將來之のかくしつを惹起する恐れあるを考慮しこれが圓滿な調停解決を圖るべく各派一名に委員長を加えたる六名からなる小委員會を設け主査に高橋副委員長を互選し十一、十三の兩日に互り別個に兩自治體の主腦者と折衝し圓滿なる妥結の途を講ぜられたい旨の申入をなし札幌市からの一應の條件の提示等もあつたが豊平町長は依然としてあくまでこれが設置を主張してゆづらず妥協の意思なきことを表明したので小委員會は止むなくこの旨を委員會に報告しその任務を解くことにいたしましたのであります。

依つて委員會は本件の決定について一層慎重を期する意味においてその取扱についていろ／＼論議せられたのであるが札幌市の將來を考察するときやがて豊平町は大都市札幌構成の圈内にありこれらの點より勘案し今直ちに前記交通上の關係のみをして老なる收益の差異が生ずるとは考えられず、且つ又工事費においても多少軽減せられる事情もあり、豊平町え置くことが妥當となりとの意見が多數を示めたのであります。従つてこれが變更について原案修正が可能なりや否やについて意見の對立を見たのであります。

即ち原案の設置場所たる札幌市を豊平町と改める修正は違法であり、これが場所の變更をなすには一應原案を否決し新たな提案を必要とするものであるとの意見があり、これを諮りたるところ修正は違法ならずと決定せられ發言者は少數意見を保留したのである。よつて直ちに投票によつて設置場所を決定することとなりその結果出席委員十五名豊平町と修正するもの十二原案を可とするもの三従つて委員會は原案中札幌市とあるを豊平町と修正することに決定した次第であります。これによつて原案を可とするもの、少數意見の保留があつたのであります。

以上が審議の概要及びその結果でありますよつて本會議におかれまして

は夫々以上の状況にもとづきしかるべき御議決を要望する次第であります
○八月二十二日午前十一時三十分道議會第一委員室で開議、電力事情過道に對する對策について協議山田道配電社長、鈴木日發支店工務部長、長島電力民主協議會副議長、岩淵札幌通産局電力課長及び片山石炭局施設課長からそれ／＼これに對する意見を聴取し質疑應答のうち委員長から日發分斷打開の方法については近い機會に再び發表せられたい旨を要望して午後四時三十分散會した。

○八月二十四日午前十一時三十分道議會第三委員室で開議、北海道炭房石炭價格の値引問題について石炭課長から説明を聴取しこれが協議の結果石炭價格の値引問題については道民が最も重視している問題であるためこれについて強方に中央に折衝するため上京委員三名を派遣することに決しついで北海道中小炭礦の調査の概要について石炭課長から説明を聴取しこれが協議の結果中小炭礦の救済措置を政府に要望することに決定したなお電力の増強、電気事業の北海道分斷反對及び中小炭礦の救済について中央に要請すること、これに對する建議案を本會議に提出することに決定し商工部長から商工部の人員配置の状況について説明を聴取し午後四時五十分散會した。

○八月二十五日午後四時五十分道議會第三委員室で開議、建議案第六號電力の増強に關する件外二件を議題に供し字句及び内容について檢討坂東(港)委員より建議案第八號中小炭礦救済に關する件の一部内容の修正をせられたいとの意見がありこれを諮つて一部修正すること、しついで中小企業實態について現地調査日程及び派遣委員を決定して午後五時三十分散會した。

▲水産委員會

○八月十日午前十時三十分本廳知事室で開議、石崎委員より留萌、稚内市及留萌、宗谷支廳管内の水産施設及び未開發魚田の状況調査についての報告を聴取付託議案請願並に陳情の審議に入り議案、第六十五號水産練習所

條例設定の件外一件を議題に供し水産部長よりこれが説明を聴取、何れも原案の通り可決、請願水産第七號國營鮭鱈事業の内一部民營に關する件外一件及び陳情第一二九號水試室蘭支場設置の件を議題に供し水産部長よりこれに對する意見を聴取質疑應答あつてその結果請願二件は保留陳情は趣旨を了承することに決した中牧委員から水産行政に不可分の漁港入間船溜の工事施行については水産部所管とすべきであるとの意見があり、協議の結果現業は土木部所管とし計畫及び監督權は水産部所管とすることを委員會の決議として知事に申入することに決定して午後零後三十分散會した。

○八月十八日午後一時四十分本廳水産部長室で開議、水産部長及び孵化場長から鮭鱈事業の團體委託についての説明を聴取これに對する質疑應答あつて協議の結果鮭鱈事業は協力體（町村、關係住民及び鮭鱈業者を一丸とした團體）に委託することに決定した鹽藏、鮭親魚代金未收入の原因について水産部長及び孵化場長から説明を聴取ついで水産試験場の國立移管の件について協議これに對する説明を聴取質疑應答あつてその結果條件を附し（條件は理事者に一任すること）國に移管することに決定した。ついで内地漁船の入會問題について協議その結果これが調整方法及び今日迄の経過を各派交渉會に申入れ各派の意向を聴取することに決し、鹽藏鮭鱈代金未收入の對策については徹底的にこれが真相調査をなす必要があるので特別委員會の設置方を各派交渉會に申入れをなすことを決定して午後六時二十五分散會した。

▲土木委員會

○八月六日午前十時十五分道議會第一委員室で開議、厚田村長より旱害救濟工事の緊急施行方について陳情を聴取經理課鈴木主事より土木部關係職員の整理につき事情を聴取これに對する質疑應答のうち岩本委員長は今回の土木部關係職員の整理決定の經過については總務部長及び人事課長より説明聴取の上善處したい旨を語つてそのことに決し午前十一時五分散會した。

○八月八日午前十時十五分道議會第一委員室で開議、土木部關係職員の行政整理の方針について總務部長及び人事課長より説明を聴取これに對する質疑應答あつてその結果事業量と定員とのバランスについて詳細な資料の作成を土木部に命じそれによつて知事及び總務部長に折衝することに決して午後五時十分散會した。

○八月十日午後二時十分道議會第三委員室で開議付託議案及び諮問の審議に入り議案第五十五號北海道港灣及び沿岸水域の工事及び作業取締條例設定の件外二件及び諮問第一號北海道準地方費道路線認定の件外三件何れも原案の通り議案について可決諮問については承認することに決定、ついで土木部關係職員の整理對策について協議をなし午後三時十五分散會した。

○八月十六日午前十一時三十分道議會議長室で開議豊浦町長から豊浦町地内準地方費の變更及び豊浦町船入潤擴張工事施行について陳情を聴取ついで請願の審査に入り請願土木第六十七號橋梁架替及び護岸復舊工事施行の件外三十七件を審査しその結果二十八件を採擇、一件を不採擇保留八件をそれら決定したついで空知、石狩支廳管内の土木事情調査及施設狀況視察の日程及中央に對する豫算折衝のため上京するは委員各黨より一名宛派遣することを夫々決定して午後三時二十九分散會した。

○八月十七日午前十一時五十分道議會議長室で開議、陳情の審査に入り陳情第八十四號留邊藥驛より分岐し層雲狹を経て上川驛に通ずる鐵道施設の件外二十一件を審査何れも趣旨妥當と認めて午後零後四十五分散會した。

○八月二十二日午前十時三十分道議會第三委員室で開議土木調査の實施について協議し、その結果普通調査班として第一班は石狩支廳管内地區、第二班は空知支廳管内及び特別調査班として第一班は石狩支廳管内地區、第二班は廣尾（十勝）地區、第三班は瀧の上石北線一帶（北見）地區的實施調査を行うことを決定して午前十一時四十五分散會した。

▲林務委員會

○八月十一日午前十時三十分道議會第二委員室で開議、付託議案第六十三

號北海道立林業指導所條例設定の件外四件を議題に供し川崎林政課長の説明を聴取し何れも原案の通り可決して午前十一時三十分散會した。

▲衛生委員會

○八月二日午前十時三十五分衛生部長室で開議、醫務、豫防、環境衛生、保健指導、藥務の各課長より第三回定例會に提案した追加豫算の内容について説明を聴取し午後零時十分散會した。

○八月十一日午前十一時十五分本廳衛生部長室で開議、付託議案第四十五號人工妊娠中絶審査手数料條例の一部を改正する條例設定の件外九件及び付託請願衛生第一號保健所新築に關する件外二件の審査に入り部長及び關係各課長からそれら説明を聴取し付託議案十件は何れも原案の通り可決し付託請願については採擇一件、不採擇一件、保留一件を決定して午前十一時四十五分散會した。

▲民生委員會

○八月四日午前十一時十分民生部長室で開議、社會、世話、援護、兒童保險の各課長より第三回定例會に提案した追加豫算の内容について説明を聴取し午後一時三十分散會した。

○八月十日午前十一時道議會第二委員室で開議、付託議案の審議に入り議案第五十八號兒童相談所設置に關する條例の一部を改正する條例設定の件外一件を審議その結果何れも原案を可決しついで請願の審査に入り請願民生第一號保育所の設置に對し道費補助交付の件外四件を審査何れも採擇と決定しなお請願民生第五號遺族の援護に關する件については建議案とすることに決定して午後零時五十五分散會した。

○八月十七日午前十時四十分道議會副議長室で開議、遺族の援護に關する建議案を本會議に上程すること。舞鶴における引揚狀況視察派遣委員は佐藤(初)、林の兩委員とすること、道内社會事業施設調査のため現地視察をなすこと等を決定して午前十一時四十五分散會した。

▲勞働及び建築委員會

○八月五日午後六時十分勞働會館會議室で開議、第三回定例會に提案すべき追加豫算の内容につき勞働部長、勞政及び職業安定課長よりそれら説明を聴取して午後七時十五分散會した。

○八月九日午後五時四十五分道議會第二委員會室で開議、付託議案第六十七號北海道立勞働科學研究所條例の件を議題に供し勞働部長の説明を聴取これに對する質疑應答のうち原案の通り可決ついで勞働會館運営委員に齋藤(藤)、安達、本間(武)、山田(清)、渡邊(秀)、山内の六名の委員を選任し建築部の存置につき各派の黨議決定の報告あつて午後六時十分散會した。

○八月十一日午後六時五分道議會第三委員室で開議、住宅相談所の設置方について建築部長から説明を聴取協議の結果住宅課に相談所を設け札幌市に支所を設けることを決定したついで建築部長から住宅災害復興について説明があつてこのことについて協議の結果、釧路市町村の住宅建設費に對し道費より五割の補助を支出するの措置を講ずべきことを決定、更らに建築部の定員及び機構の改變について協議し午後七時三十分散會した。

○八月十七日午後二時四十分道議會第一委員室で開議、付託請願第四號小樽市に海員會館設置に對し補助交付の件を議題に供し勞政課長よりこれらに對する説明を聴取質疑應答のうち本件は實地調査の上決定すること、しついで失業對策に對する國費豫算獲得折衝のため上京委員の派遣方につき各派交渉會に諒解を求めることを決定して午後三時十五分散會した。

○八月二十二日午前十時三十分道議會第二委員室で開議、山内委員から小樽海員會館の設置箇所の現地調査の状況につき既存建物、土地の事情及び海員救濟會との關係等についての報告を聴取し協議の結果適當金額を補助すること、し請願第四號小樽市に海員會館設置に對し補助交付の件はこれを採擇すること、しついで陳情第一七三號行政整理に伴う失業對策に關する件を議題に供し職業安定課長よりこれに對する説明を聴取し本件の趣旨を了承して午前十一時四十分散會した。

▲開拓及び農地委員会

○八月六日午前十時三十分道議會第二委員室で開議、總務課長より本道と都府縣との開拓事業量及び定員の比較につき説明を聴取ついで指導課長より北見拓殖習習場に附屬せる木工場について説明を聴取これに對する質疑應答があつて午前十一時三十分散會した。

○八月九日午前九時道議會第一委員室で開議、入植課長より本年度開拓入殖者の状況について説明を聴取開拓部長より第一線の開拓行政の強化を圖るため支廳の拓殖課長の異動を行いたる旨報告があり總務課長より開拓關係國費職員の行政整理の實施状況及び開拓會館の設立について夫々説明を聴取し午前十一時四十分散會した。

各種會合

▲北海道綜合開發審議會々々長と議員との協議會

○八月二十三日道議會議事堂において北海道綜合開發審議會々々長と議員との協議會が開催されたが本道の開發は單に北海道を拓くためでなく國策として日本經濟の復興と人口問題の解決に寄與し以つて生活の安定と文化の向上に資するにあるので中央地方を通じ先づもつてその基本的方針の確立が急務であり、機構の整備擴充とこれに關連する金融對策等も亦必要であつて、輿論を集結して一層強力に實施することを強調しその成行が注目されてゐる當日の協議内容は概略次の通りである。

協議事項

一、知事より懇談會を開會する旨の挨拶あり終つて坂東議長を座長に決定坂東議長挨拶の後着席一、坂谷會長先づ敗戦による領土の縮少と年々増加する人口問題、食糧事情より北海道綜合開發の重要性を解き、今日に於けるこの問題が單に北海道を拓くためだけの目的でなく日本經濟の開拓にあること本審議會の生れたのもこの目的にあることを述べ本會は諮問機關ではあるが單に意見資料などを得て答申するだけでなくこれを強力に實行に移して行くものであることを強調このためには道民の協力が必要なこと従つてこの答申案を作るにしても、綜合開發委員の意見を、又は公聽會を廣く輿論を得これによつて政府に交渉し實現努力すると挨拶終つて審議會事務局長を委嘱した。

○八月十一日午後一時六分道議會第二委員室で開議付託議案第六十二號北海道農業協同組合講習所條例設定の件を議題に供し農業協同組合課長よりこれが條例設定の趣旨を聴取原案通り可決して午後一時二十九分散會した

○八月二十六日午後三時十二分道議會第二委員室で開議、總務課長より都府縣及び道内開拓關係者並に入植者の利用に供するため札幌市に北海道開拓會館を設立するに當り土地及び建物の選定並びにこれが經費の執行について説明ののち設立委員會の委員長及び委員二名を本委員會より選任せられたい旨の要望があり、種々協議の結果委員長に平田委員長委員に荒、四十榮の兩委員が選任せられた、なお會館の設立に關する一切については選任された委員に一任することに決定して午後三時四十五分散會した。

岡田包義氏を紹介細部についての説明を託した

一、岡田事務局局長先ず、就任の挨拶あり次いで審議會の構想について別添資料を説明に代え朗讀同じく資料により機構について解説これにより懇談協議を進めたいと結び座長からも適宜の發言を促した。

一、西村議員

1 現在の構成は過渡的ではあるが民自黨一黨で占めてゐることは何か黨派的なことのあるように考えられるが將來に於ては他の黨からも容れに行く雅量があるか。

2 審議會の必要性、重要性については同感だが過去の實情より略奪經濟の減を脱していない事は遺憾である。道民の福祉的産業に對する計畫があるかどうか。

3 機構の面に於て地方廳と國の出先機關との關

係は道民は過去に苦々しい経験を幾多なめてい
るので何故國の行政機關たる道に全部を委託す
ることができないか其の事情をお聞かせ願いた
す。

一、坂谷會長

1 黨派的な考えはない、道民の輿論でやらなけ
ればならないと考えて居るが先づもつてこれを
法文化し適當の時期において是正することが必
要だと考えておる。

2 原始的産業というのが人口の増加と共に移出産
業に發展して行くようこれも考えている。

3 實施については容易でないが出来るだけ各省
のバラ／＼の豫算を一本にまとめて委員會制度
において大綱を決定し知事或はその他の機關に
委託するという形式とし議會議員諸君の御了解
を得て各方面の意見を拜聴して最後案をきめ最
後案が出来たならばあらゆる難關をも突破して
行く考えであると應答

一、時田議員

從來の拓殖計畫等について重大な疑問を持つて
いる。特にこの機構についても知事、議長は執
行機關の中に入つてないようだが本道の代表を
入れるようにしてもらいたい。

一、坂谷會長

挨拶の時に述べた通り審議會の目的、構成か
ら言つても眞の實力のある適當な人物をまわ
す見込みであつてこれもまだ成案を得たと言
譯でもないので御意見輿論を參酌答申する見込

である。

一、四十榮議員

實施機關を國の機關である知事と言つたが現在
の知事は國の機關ではなく従つて實施機關の一
部として知事を活用すると言つたような構想に
聞える又あらゆる出先機關が不統一であるため
眞の開發が行われていない一元的に委せてはも
らえないか、森林行政について見ても經濟的な
面にとられ眞の道の將來のことが成されてい
ない。

一、坂谷會長

知事に一部を委す。森林行政にも私もかつて反
對した事であるが今後この運営についても考え
ている。なおあらゆる産業は自主的に立上るこ
とが必要である。

一、西村議員

現在のようない民自黨だけでやるのは反對である
選出された者は各々その信任の程度によつてな
されたものであることにより道民の意志を尊重
する上からも本道選出の國會議員を含めてやる
意志があるか。又その外の考えを持つているか

一、岡田局長

超黨派的に終始一貫してやつて行く附言すれば
日本全體の綜合開發をすることが大切でそれに
は第一北海道の綜合開發を言うように根
本を考えており、従つてこの觀點からして必ず
しも北海道選出議員でなくともよいと考える

一、齋藤(藤)議員

審議會と委員會の關連について構成の内容を見
るに豫算化については各省の次官級が入るので
なければ實施困難ではないか。

一、岡田局長

もつともと思う、現在困つていることは豫算の
統一合法性がなく八方美人であることでこれ
を重點的に使うためにも太い線で行うには計畫
には役人は入れず大きな人を入れて他の者より
も一段と高いものにする考えが必要である。

一、齋藤(藤)議員

強力な線で實施して行くとのことであるが實施
は如何なる機關を通じて執行されるか實施機關
に至るまでの經路について承りたい。

一、岡田局長

別紙資料(中間答申案)第三の五項以下により
説明、要はその根本として一應これを通さない
ことにはどうにもならない事情であり有力な組
織をきめて後細目について押進めて行つてもよ
いのではないかと考える。

一、西田議員

受入態勢を整備する必要がある。道は他の府縣
同様に扱はれているが一つ開發といつた面で特
別に扱つているがこれ等の點どう考えているか

一、坂谷會長

お説の通り從來府縣並に扱つた爲に開發が遅れ
た。先ず法文化と同時に準備しなければなら
ない。これについて金融の問題が第一になつて來
るが獨自の機關を作るか、又は本來の機關を動

員するか腹案がなければならぬ。

一、岡田局長

受入と言うことは行政機構としての受入ということと思う。これもはつきり法律で定めて強力なものを受入れなければならぬ。私達の神經にもこの點は強く感じているがわざとボカしていると補足説明

一、岩田議員

國は本道行政面について無關心であつた、従つてこの欠點を補う意味で委員會を作らうと考へているようであるがこの爲め地方費のあり方が變つて來るのではないか、議長を以つて行政を壓えて行こうとするとはよくない。本道議會の自主性と言うことを尊重し議會と委員會と事業を通じての調節をどう考へるか。

一、板谷會長

本答申案は案であるからよい意見があれば承はりたい。議長は道を代表する道議會に於て選任せられたものであり議會を代表するものと考え公選である知事と共に充分尊重する考へである

一、福島議員

北海道の開発は道民の負擔において行われるべきであるとの意見もあるが道の收入でやるか、或は全く開放して國費でやるのか又人口の増加市制等これに伴う道民の輿論を考慮する場合全道支廳代表又は市議代表を入れるべきではないか

一、板谷會長

會計の問題については種々考へている根本的に

言つて勿論國家事業であるから國家の財源で賄う將來北海道の自主的なものについては、森林魚田を開放し、財源に公共事業については國費を充てるよう考へている、いづれにせよ法文化した上のことでなければならぬ。又第二の問題については北海道のためだけでなく日本という全國的なことで大きく考へたい。

一、西村議員

北海道開發の精神は道民の幸福が日本の幸福に直接するというようではならぬということ意見をとして述べ各黨の議員を入れるかとの點について明答がなかつたと質問

一、岡田局長

全國的に大きく考へて北海道に極限せず進めて行きたい。

一、時田議員

從來の拓殖費の獲得については國が道から持つて行く税金の何分の一でしかない。その拓殖費について相當の努力がなされて來た。従つて今後は税金にプラスした豫算を考慮していただきたい。

一、岡田局長

お説の通り從來の弊を改めるよう努めたい。

一、西村議員

黨派的關係について重ねて明答を求む。

一、岡田局長

根本精神に變りない。

一、吉野議員

明日又公聴會もあることであるから本日はこの程度にと發言

一、齋藤(藤)議員より

さきに西村議員發言の際その根本の考へによつては現在かけられていた豫算の面にも考へねばならないと言つた意見に反對を表明

一、坂東座長散會を宣す。

午後一時四十五分散會

北海道綜合開發審議會中

問答申案 (未定)

第一 我が國において北海道が占める重要性にかんがみ、その資源の綜合開發を圖り、日本經濟の復興と人口問題の解決に寄與して以て生活の安定及文化の向上に資するため、北海道の綜合開發に關する計畫を樹立し國策として強力にこれを實施する必要がある。

第二 これがため北海道綜合開發に關する事項を所管する特別の機關として北海道總合開發委員會(假稱)を設けることとしこれに關する法律案を第六國會に提出すること。

第三 北海道綜合開發委員會は概ね次のような構

想に基いて設置するものとする。

- 1 委員會は總理府の外局とし委員長及委員四名をもつて組織する。
- 2 委員長は國務大臣をもつて充て委員は學識經驗者のうちから國會の同意を経て内閣總理大臣が任命するものとする。

委員の任期は五年とするが最初の委員の内二名は二年半をもつて交替することとする。但し再任を妨げない。

3 委員会は北海道の総合開発計画について企業立案するとともにその實施の推進にあたる

4 委員会に參與若干名を置く、參與は委員会の諮問に應ずると共に自ら委員会に對し意見を述べることが出来る。

5 北海道総合開發事業に關する豫算は、總理府所管として委員会が編成する。之れを使用する場合に於て必要あるときは委員会と他の所管又は部局の間に於て豫算の移し替えをすることが出来る。

6 事業の實施は各省各廳又は北海道知事及其他の機關がこれにあたる。

委員会は総合開發計畫の實施を確保するため前項の機關の事務を監査しこれに對し指示其他必要な措置を執ることとする。

7 委員会に事務局を附置し總務、企畫の二部を設け所要の職員を置く。

8 委員会は総合開發計畫實施の連絡協調及推進を圖る目的を以て連絡會議を置く。連絡會議は關係行政機關及道の職員を以つて組織する。

昭和二十四年八月十八日

北海道の総合開發を國策として強力に實施するに

一 北海道総合開發に關する行政機構の合目的

改變擴充

一 北海道総合開發の基本的方針の確立

一 北海道総合開發に關連する金融對策の確立等を必要とする。

これには先ずもつて行政機構擴充の爲北海道総合開發委員會設置の必要なることを答申する。

委員會を設置する理由

一、昭和二十年四月以前の行政機構は左の如くである

1 中央組織

國の計畫は北海道拓殖費の科目として内務省豫算中に計上し内務大臣の責任の下に地方局に於てこれを取扱つていた。

2 現地機關

現地に於ける實施は國の機關として北海道廳に一括して當らしめた。

右の機構に就て見るに豫算の総合性實施の統一性については良好の結果を得たものと考えられる。

然しながら内務省の地方局が擔當機關たることは其の視野に於て狭少、國策推進機關として弱少のそしりを免れなかつた。又夫々専門の各國家機關が北海道の開發に關し關心の薄らぐきらい無しとしなかつた。

この點に於て完全なる行政組織といふことはできなかつた。

二、現 狀

1 中央組織

各省豫算として各省が夫々個別に大藏省及經本に豫算要求を提出している。

この關係上北海道開發計畫としてその総合性に於て欠くる點があらそわれない。

即ちやゝ詳細に之れを説示すれば

一、政府と北海道との協議の結果として北海道総合開發計畫豫算は先ず以つて北海道知事がその原案を作成して夫々各省にその擔當範圍の豫算を分割提出する。

二、各省は北海道知事の豫算の原案を參考として更に各省独自の考へによつて編成替をなしこれを大藏省經本に提出する。

この間各省の間には別に總合連絡することがないため既にこのときに於て北海道開發計畫の豫算としてはその総合性に於て欠陥あるものとなつてゐる。

三、大藏省經本は各々各省と個別に折衝して各省別に北海道の豫算を決定する。

従つて更に各省を包括して總豫算としてはその総合性に於て欠くる點を更に擴大するきらいがある。

2 現地機關

國有林關係を除いては國の機關として北海道廳が實施している。

以上の如の現地機關は國の機關として北海道廳が實施しているが從來實施の指示監督が内務省一本で統一が保持されてきたけれども現在は夫々各國の機關より指示監督を受けこの指示監督

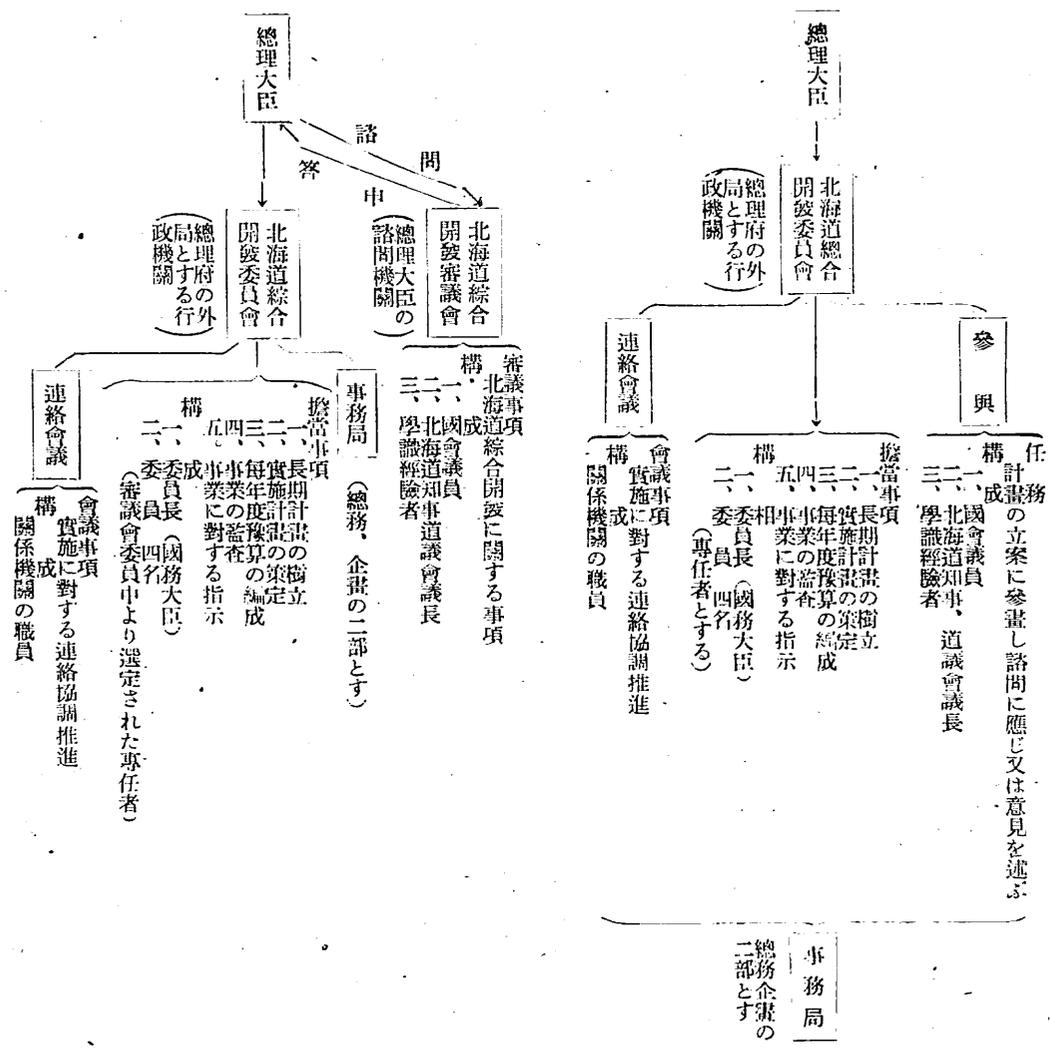
相互間に於ては何んらの連絡協調があるものと思われずこれらの點に於ても改善を要するものがあることを認める。

要するに實際に於ては北海道総合開發に關する行政機關が一本でない爲に總合性に於て欠くるところが大いにあるのみでなく北海道総合開發に關し明確なる責任を有する國務大臣がないために迫力に欠くるところなしとしない。尙又民間の知識を參畫せしめなためその實施計畫が舊來の官僚色彩を脱却することができない。彼此考究の結果本答申案の如く改變擴充する要があるということに一決した。(下表參照)

一道東北七縣議會事務所局長會議

○七月二十二日東京都において緊急局長事務打合會議が開催され新潟、山形、秋田、青森、宮城、福島、北海道(各局長)岩手(局長代理)地方自治廳降失事務官、東京都局長及議事課長がこれに出席したが當日は福島縣議會議事妨害事件につき同局長よりその内容の説明がなされたほか次の事項について協議研究が行われた。

- (一) 傍聽席における示威のためにする旗章の措置について (北海道)
- (二) 退去命令に應じない傍聽人の措置について (北海道)
- (三) 議事堂取締規程について (北海道)
- (四) 地方自治第六十二條第二項による議決事件條



例及びこれに基く議會議員定數條例の發案權について
(北海道)

(四) 議事事務局の法制化について (東 北)

(五) 閉會中委員會付託事件の後會繼續について (北海道)

(六) 議會豫算の取扱と豫算の増額修正について (同)

(七) 議會豫算の經理執行について (東/北)

(八) 出席催告の手續について (北海道)

(九) 議會の發案について (同)

(十) 追放者の請願能力について (東 北)

雜 錄

北海道に於ける失業對策の概要

本道に於ける失業の情勢は、企業整備、行政整理等による失業、季節的労働者の集團失業、無縁故引揚者の大量受け入れ、並びに本州失業者の流入等によつて益々増加するの一途を辿り、加えて住宅の不足、労働市場の擴大による配置轉換の困難性、特に冬季間の事業休止等による吸收の阻碍は愈々その様相を複雑深刻化せしめ、社會不安は極度に緊迫するものと豫想される。

その正確な數字を推算することは至難であるがこれをその顯在化する原因別に眺めたとき一應次のような數字が豫想されている。

即ち本年度中(自二四、七 至二五、三)に發

生すると豫想される人員を一〇〇として

行政整理によるもの 一二%

企業整備によるもの 三九%

學卒校業者 四%

引揚及び復員によるもの 八%

日雇労働者 一二・五%

潜在失業者の顯在化 二一・五%

その他 三%が見込まれて

いる譯である。

この失業者の職業斡旋については職業安定所で積極的努力を續けているが一般最近の雇備傾向は、經濟反轉期に對處する各種企業の自立政策に因り毎月減少の一途を辿つていたのである即ち昨年の雇備量は増加の一途にあつたが本年に入つては、一月を頂點として毎月〇・三%乃至一・〇%宛の減少を來している。なお本年六月末までに發生した整理狀況は整理事業所全復業員に對する一・七%という高率を示している。

叙上の影響は又公共職業安定所の求人、求職狀況にも明確に現れ本年三月以降は遂に求職者數は求人數をはるかに上廻り就職率も次の通り逐次下向を示しているのである。

月別	求職率 %	就職率 %
昭二四一月	六五・五	四六・一
二月	六六・六	三五・五
三月	六九・九	三三・五
四月	七〇・一	五・一
五月	七〇・九	四・七

もつともこの情勢は單に本道のみことではなく全國的な傾向であり政府としても職業安定法、失業保險法の改正、緊急失業對策法等を制定し逐次事業を實施してゐるのであるが道としても、失業對策の要諦は一時的なものばかりでなく恒久的な措置がなされるべきである。そのことより政府の施策と相俟つて道綜合開發計畫に即應する。

業資金の確保
企業の早期誘致・振興
未開發資源の活用
住宅の建設

等各般の政治行政措置による雇備量の増加を急速に實現化せしめると共に失業の地域、その期間、失業者の質に即した失業對策事業を機動的に實施してゐる。即ち全般的な本年度の失業對策としてはその第一段階として、行政整理によるもの及び日雇労働者の就勞對策業を緊急急的に實施し

第二段階として
今冬、特に積雪前後に對應出来る緊急對策事業を企らふ
これ等の施策によつてもなお吸收不可能の者に

ついては最低生活を保障する救濟並びに生活保護を與えて社會不安を除去し道民全體の生活を安定する施策も計畫的組織的に實施することが緊要であるので失業保險の受給資格者(常用日雇等)は全部この保險による救濟に依存せしめ、保險給付を受けないものについては緊急對策事業に就勞さ

せこの間にあつて、前述の行政措置による雇傭並
増加方策を恒久的失業対策として著々實行に移し
て行く計畫であるらしい。

産業別従業員減耗率調

(自昭二三、一〇)
(至昭二四、一三)

數を適確に把握し、その吸收の綜合的計畫を樹立
し所在官廳各機關並びに道民總力の協力を得て現
下深刻なこの問題に對處せんとしているのである
(參考)

産業別	退職(減員)率		雇入(増員)率	
	十月	十一月	十月	十一月
鑛業	二・一五%	一・一五%	二・三三%	二・九三%
製造業	一・九五%	一・一四%	一・一八%	二・三三%
ガス電氣水道業	〇・四六%	〇・四六%	一・一八%	二・三三%
商業	〇・七〇%	〇・七〇%	一・一八%	二・三三%
運輸業	一・一四%	一・一四%	一・一八%	二・三三%
自由業	一・一四%	一・一四%	一・一八%	二・三三%
公務員	一・一四%	一・一四%	一・一八%	二・三三%
平均	一・一四%	一・一四%	一・一八%	二・三三%
總計	一・一四%	一・一四%	一・一八%	二・三三%

議員の動靜

八月九日より三日間

夕張炭礦燃發見舞のため(夕張市)

副議長 鈴木源重

八月十三日より三日間

早害狀況視察のため(石狩空知支廳管内)

議員 棚川忠雄

八月十三日より一日間

早害狀況視察のため(石狩支廳管内)

議員 荒哲夫

八月十三日より三日間

早害狀況視察のため(石狩空知支廳管内)

議員 東出太郎市

八月十三日より三日間

早害狀況視察のため(石狩空知支廳管内)

議員 宮本仙松

八月十三日より二日間

早害狀況視察のため(石狩空知支廳管内)

議員 佐久間貞江

八月十三日より二日間

早害狀況視察のため(石狩空知支廳管内)

議員 蒔田余吉

八月十三日より三日間

早害狀況視察のため(石狩空知支廳管内)

議員 兒玉山一

八月二十三日より十五日間

引揚狀況視察のため(舞鶴市及び京都市)

議員 林謙二

八月二十三日より十五日間

引揚狀況視察のため(舞鶴市及び京都市)

議員 佐藤初吉

八月二十六日より五日間

早害狀況視察のため(留萌上川支廳管内及留萌市)

議員 蒔田余吉

▲來往

○京都府議會鷲見商工委員長、後藤副委員長八木委員並びに上田副議長の一行は北海道における見本市視察のため八月八日函館着にて來道札幌、旭川、苫小牧、室蘭方面を視察八月十七日退道した。

○山形縣議會農地常任委員一行(三班編成土田議員外十六名)開拓者の現地慰問と視察のため八月二十一日札幌着にて來道道廳關係者と打合せを開催後、農試視察、八月二十八日札幌發退道の豫定で各班毎に宗谷、十勝、釧路支廳の現地視察及慰問を行つた。

○富山縣議會伊東農林委員長、角田商工委員長、成田副知事、橋本食糧課長の一行は北海道における見本市視察のため八月十一日小樽着にて來道、道内各地を視察の上八月十七日函館發にて退道した。

運輸、通産省出先機關の地方

委譲に關する政府聲明

(昭和二四、八、一)

政府は、一日午後二時から臨時閣議をひらき運輸省道路監理事務所、通産省通産局出張所の出先機關の地方委譲問題につき協議した結果、通産省關係は臨時物資需給調整法の適用によつて法律改正を要せず、運輸關係は十一月一日施行に間に合ふよう道路運送法中の關係規定を政令で改正することとし、次の如き政府聲明を發表した。

聲明 政府は中央官廳の地方出先機關の廢止及びその事務を都道府縣知事に委譲については具體的方法を研究し逐次その實施を進めてきたが、今回更に通産局出張所、道路監理事務所の二機關を全面的に地方に委譲する方針を決定した。とりあえず現行法律の許す範圍内で次の要領により都道府縣知事にその事務を委譲する。

一、八月一日から三ヶ月間は通産省設置法及び運輸省設置法の規定にしたがつて各縣に通産局陸運局分室をおき現在の出張所または道監事務所の事務を取扱ふ。

- 三、十一月一日から兩分室の職員は國家公務員の身分のまま地方事務官、地方技官などに切替え職級などは轉降せず、一團として都道府縣の機構に移す。
- 四、第六國會で關係法律所要の改正を加え、人事事務上の指揮監督權などについて各省と知事との關係を明確に定める。

出先機關の地方委譲に關する措置

(昭和二四、八、一閣議決定)

出先機關の地方委譲の根本方針に従い、左の要領により通産局出張所及び道監事務所を廢止し、その事務を都道府縣知事に委譲するものとする。

- (一) 八月一日以後十月三十一日まで夫々關係各省設置法に基き、各都道府縣に分室を置き、通産省出張所及び道監事務所の事務を全面的にこれに所管させをものとする。
- (二) 十一月一日から通産局分室の所掌事務及び陸運局分室の所掌事務(道路運送法第四條第二項第一號及び第二號の事務は(四)に定むる改正法律施行の日から)を全面的に都道府縣知事に委譲する。
- (三) 前項の場合においては、實施上特に左の諸點に留意するものとする。
- (四) 關係職員の身分は、地方自治法附則第八條の規定による地方事務官、地方技官等に切り替える。
- (五) 關係職員は分散させることなく、知事直屬

の獨立の一課を新設し、そのまゝ接收する。

- (六) 關係職員の職級については、身分の切り替へに因つては、何等の變更を加えない。
- (七) 移管に伴う動搖混亂を防止するために前各號の外、諸般の事項につき、知事側代表者との間に事前に十分協議を遂げる。
- (八) 第六國會において、地方自治法、臨時物資需給調整法、道路運送法關係各省設置法等に所要の改正を加え、人事、事務上の指揮監督等について中央と地方との關係を明確にするものとする。
- (九) 右各項の趣旨を八月一日に政府聲明として發表する外、可及的速に必要な關係政令等を公布するものとする。

閣議諒解事項

農林省資材調整事務所についても、前各項と同一の方針により第六國會において關係法律に所要の改正を加え、都道府縣知事に委譲するものとする。

▲地方災害復舊基金設立案について

地方災害復舊に關する根本對策の一つである地

方公共團體における臨時的歳入である地方債の自主的金融態勢は未だ確立されて居ない従つてその復舊費は、原則として國と地方團體とで負擔することになつており、その都度國は追加豫算を計上し地方團體は地方債を發行することになつてゐる。然し災害は如何なる財政的な障害があつても必ず施行しなければならぬものであり、極度に金融の梗塞している今日これが資金の調達力を自主的に且つ強力にしかも制度化することは全國地方團體の強い要望である。

即ち農業關係には、農林組合中央金庫があり、商工業には商工組合中央金庫があつて夫々その團體共同の力による金融態勢が既に整つて居るが、最も強力な經濟力の基盤の上に立たねばならない地方公共團體獨りが團體共同の力による金融機關を持たないので、自主的な地方財政の運営上重要な部分を占める起債資金調達の途を開かんとし今回地方自治財政部において次の如く本基金課設定の案を樹てるに至つたのである。

▲地方災害基金設立案

(昭和二十四年八月一日
地方自治廳財政部)

第一 基金の設置を必要とする理由

災害復舊事業は、事柄の性質上ある程度は如何なる財政的障害があつても必ず施行しなければならぬものであり、且つ、天災國たるわが國においては、毎年度相當額の復舊費は必ず必要とするものである。現在その復舊費は、原則と

して國と地方團體とで負擔することになつており、その都度國は追加豫算を計上し、地方團體は地方債を發行することになつてゐる。

このやり方は、復舊工事の迅速且つ能率的な施行を妨げ、國土保全上支障あることは勿論、復舊工事の遅延は、次の災害の被害額を大きくし、財政上も好ましくない。しかも當然支出しなければならぬ災害費を年度當初に見込まないことは、財政の健全化を圖る所以でもなく、又その都度無用の財政上の摩擦を起すことにもなる。なお、災害團體の財政には復舊費は大きな負擔となり、これを解決しない限り、地方財政全體の健全化は望めない。

よつてこの際、災害復舊に關する根本對策として災害復舊基金を設立することを焦眉の急と考へる。

第二 基金の基本的性格

1 基金は國及び全地方團體を母體とする公法人であること。

2 基金は金融機關でもなく、又、將來の災害のための貯蓄的のものでもない。單に、毎年度災害のために必要とする金額を、國庫及び地方團體より拂込んでプールしておく役割を持つものであること。

3 基金は保險の性格を有するものではない。むしろ、地方團體の共濟機能的のものであること
4 基金の設立により財政負擔を増加するものではない。當然支出すべき災害に對する經費を迅

速に且つ煩鎖な手續なしに支出することを本旨とすること。

5 これにより災害のための地方債の發行を抑制することをも意圖するものであること。
6 差し當り、従前の災害費に對する國費、地方費の負擔區分の方針を實質上踏襲するものであること。

第三 基金の内容運営方針の大綱

1 地方災害復舊基金は公法人とすること。

2 ①基金の基本金は二〇億とすること。(運用資金ではない。單に法人として資本金である)
②基本金は國庫及び地方團體において出資すること。

③出資は、國債又は地方債をもつてなし得ること。

3 基金は、災害を受けた地方團體に對し必要な復舊及び救助事業の資金の供給を行うこと。なお設立の目的に反しない限り、附帶業務を行うことができること。

4 運用資金は左によること。

① 運用資金は、原則として毎年度國庫及び地方團體よりの拂込金によること。

② 毎年度の運用資金に不足を來す場合には、借入金を生じ得ること。

③ 運用資金に餘裕ある場合には、國庫及び地方團體に對し貸付をなすことができること。
5 國庫及び地方團體よりの毎年度の拂込金は左によること。

(イ) 過去の実績等よりして、災害復舊及び救助に、一箇年度間において通常必要な額を用途として支出すること。

(ロ) 國庫と地方團體の支出の割合は、現在の國庫負擔の例に準じ六對四とすること。

(ハ) 總額は物價の變動に應じて自動的に増減するよううに、國庫及び地方團體の拂込金額は、夫々國稅及び地方稅の收入額に對する一定率を法定しておくこと。

(ニ) 各地方團體よりの拂込金は、各地方團體に對する配付稅の配付額より差引き得る措置を講ずること。

(ホ) 大體左のような數字になる。

區分	拂込額	稅額	同比率	備考
國庫	500	3,500	八・五%	
地方團體	500	1,500	七・一%	
計	1,000	5,000		

(參考)

昭和二十五年 災害關係經費

(單位億圓)

區分	昭和二十三年	昭和二十四年	計
地料費計	100	100	200
額右に對する國庫負擔	100	110	210

6 基本支出の對象は概ね左の如くすること。

(イ) 國直轄の復舊工事の分擔金

(ロ) 地方公共團體施行の災害土木復舊工事災

害農業土木復舊工事及び災害公共建物復舊工事

(ハ) 應急救助事業

7 復舊資金の支出は次の方法によりこれを行うこと。

(イ) 災害により被害を受けた地方團體は基金に對しその復舊に要する資金の供給を請求すること。

(ロ) 前項の請求があつたときは、基金は直ちに地方災害復舊委員會の審査を請求し、委員會は審査の請求があつた日から二週間以内に總支出額を假に決定し、當該決定につき金額の全部又は一部を直ちに當該地方團體に支出すること。

(ハ) 地方災害復舊委員會は支出額が假に決定した後二箇月以内に支出金額及びその年度割の正式決定を行うこと。右の基本となるべき事業分量の調査決定に關しては、關係各省は協力すべき義務を負うこと。(大體現在の各省の行う事業の査定と同様の手続をとること)

基金から復舊資金の支出を受けた地方團體は、一定額を二十年以内に基金に返還しなければならぬこと。この一定額は、支出を受けた金額の十分の一から三分の一範圍内において災害の規模その他を考慮の上地方災害復舊委員會が決定した額から基金より支出を受けた時までに當該團體が基金に拂込をした金額を控除した殘額とすること。(從來、地方團體

が負擔した額に相當する。従つて地方債によつていたのであるから、これの償還に當るものを基金に年々返還することになる。)

9 地方災害復舊委員會は、内閣總理大臣の所轄に屬し、地方災害復舊基金の運用に關する重要事項を審議決定するものとする。委員は、關係各省の大臣及び地方公共團體の長の中から内閣總理大臣が任命する。

10 地方災害復舊委員會に、主要役員として理事長、理事、監事を置き内閣總理大臣がこれを任命すること。

役員及び職員は、官吏その他の政府職員とし、官吏に關する一般法令に従うものとする。

11 その他

(イ) 地方災害復舊基金の主官管廳は内閣總理大臣とすること。

(ロ) 災害救助法の災害救助基金はこれを廢止し本基金に併合すること。

(ハ) 災害土木費國庫補助法その他の災害補助制度はこれを廢止すること。

歳出計	教育費	社會及勞働施設費	保健衛生費	産業經濟費	財産費	統計調査費	選舉費	公債費	諸支金	豫備費
八、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇六、五八七、七〇〇	八五三、九〇一、六〇〇	二六〇、九三三、一〇〇	一、六五五、五〇〇、〇〇〇	五六七、七六三、〇〇〇	二四三、三三三、七〇〇	一四、五六四、八〇〇	三九、〇三三、九〇〇	三五四、四三七、九〇〇	一三、三六七、三〇〇
一、五五六、七〇〇							一、五五六、七〇〇			
一、五五六、七〇〇	一、八八七、九〇〇、〇〇〇	四三九、七七八、七〇〇	二五、四七七、〇〇〇	一、八九一、五七、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二四八、九九〇、〇〇〇	一、四三三、三〇〇、〇〇〇	一、四三七、七三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一九、三三三、六〇〇		六、二五九、九〇〇	二、二一〇、六〇〇	六、六五、一〇〇				三、〇〇〇、〇〇〇		
一、五五六、七〇〇				一、〇〇〇、〇〇〇				一、三、四七五、〇〇〇		
一〇、三三三、三三三、一〇〇	三、三九五、九〇九、一〇〇	一、二九八、八八〇、一〇〇	四〇、五〇〇、〇〇〇	一、八八三、三三三、〇〇〇	五七、三九六、〇〇〇	二四、四八二、六〇〇	三六、五七五、一〇〇	三三、〇三三、九〇〇	六、三〇、七三三、一〇〇	一六、三六七、一〇〇
一〇〇、〇〇	三、三六	三、三六	三、三六	一、八二四	〇、五六	〇、三三	〇、三六	二、三三	五、八八	〇、二六

昭和二十四年九月三十日發行
北海道議會時報 第一卷 第五號
 編集 北海道議會事務局調査課
 發行 北海道議會事務局
 電話 一、八二〇番